

南魚沼市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

生き心地の良い南魚沼市を目指して～



平成 31 年 3 月

南魚沼市

はじめに

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も自殺死亡率が高い状況で推移していました。平成18年10月の自殺対策基本法が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺を「社会的な問題」と捉える施策が展開され、平成22年以降、自殺者数は減少を続けています。しかしながら、新潟県の自殺死亡率は、全国より高い状況で推移し、当市は県よりさらに高い状況が続いている現状です。

住みやすい南魚沼市、生き心地の良い南魚沼市を目指して、各分野で様々な計画を策定して取り組みを行っていますが、自殺者が少ないことこそが、その最大の評価指標であり、全庁体制で取り組むべき課題であると認識しています。

自殺の多くは追い込まれた末の死と言われており、困り事が小さいうちに早期に解決できる支援体制を構築して、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進因子を増やすことが課題となっています。そのため、市の関連事業を「生きる支援」の視点から精査し、誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い南魚沼市を目指して、「南魚沼市自殺対策計画」を策定いたしました。

地域包括ケアシステム、地域共生社会で支える自殺対策という視点では、市民の皆様と一緒に地域づくりを基本に展開してまいります。すべての人がかけがえのない個人として尊重され、生涯にわたり安心して暮らすことのできる南魚沼市を市民の皆様とともに築いてまいりたいと思います。

最後になりますが、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様を始め、ご審議いただきました南魚沼市健康づくり推進協議会の各委員の皆様から感謝申し上げます。

平成31年3月

南魚沼市長 林 茂男

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

- 1-1) 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 1-2) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 1-3) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 1-4) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 1-5) 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

第2章 南魚沼市の自殺の現状

- 2-1) 自殺実態の分析に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2-2) 南魚沼市における7つの傾向と自殺リスクの高い集団・・ P 7
- 2-3) 年代別の死因の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 2-4) 自殺者数と自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 2-5) 年代別自殺者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 2-6) 性、年代別の自殺死亡率と自殺者数・・・・・・・・・・ P 9
- 2-7) 地区別の自殺死亡率と自殺者数(性、年代別)・・・・・ P10
- 2-8) 60歳以上における、性別、年代別、同居人有無別の自殺の内訳・・ P11
- 2-9) 男女それぞれにおける有職者と無職者の割合とその内訳・・ P12
- 2-10) 仕事の有無×性×同居の有無×年齢階級別の自殺死亡率・・ P12
- 2-11) 市内の自殺既遂者における自殺動機の割合・・・・・・・・ P13
- 2-12) 対策が優先されるべき対象群・・・・・・・・・・ P13
- 2-13) 地域の就業者の常住地・従業地の人数とその内訳・・・・・ P14
- 2-14) 地域の事業所規模別にみた事業所の割合と従業者の割合・・ P14
- 2-15) 自殺対策重点地区で聴取された市民の声・・・・・・・・・・ P15

第3章 これまでの取組と評価

- 3-1) 南魚沼市のこれまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P19
- 3-2) これまでの取組への評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20

第4章 自殺対策における取組と関連する生きる支援

- 4-1) 南魚沼市の自殺対策における基本方針・・・・・・・・・・ P21
 - (1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として全庁体制で推進する・・ P21
 - (2) 関連する他の支援施策と連携させることで、総合的な対策として展開する・・ P22
 - (3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る・・ P22
 - (4) 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組と、自殺予防の啓発を
合わせて推進する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23
 - (5) 関係者の役割の明確化と、関係者の連携・協働によって
市民を支える取組を推進する・・・・・・・・・・ P23
- 4-2) 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25
- 4-3) 5つの基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P26
 - 基本施策1 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・・・ P26
 - 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・・・ P29
 - 基本施策3 市民に対する自殺問題の啓発と支援情報の周知・・ P31
 - 基本施策4 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・ P35
 - 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育・・・・・・・・ P39

4-4) 4つの重点施策	P41
重点施策1 高齢者の自殺対策の推進	P41
重点施策2 生きづらさを抱えた子ども・若者への支援の推進	P46
重点施策3 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上	P49
重点施策4 勤務問題のかかわる自殺への対策の推進	P53
4-5) 関連の「生きる支援」施策	P56

第5章 自殺対策の推進体制

自殺対策の推進体制	P76
-----------	-----

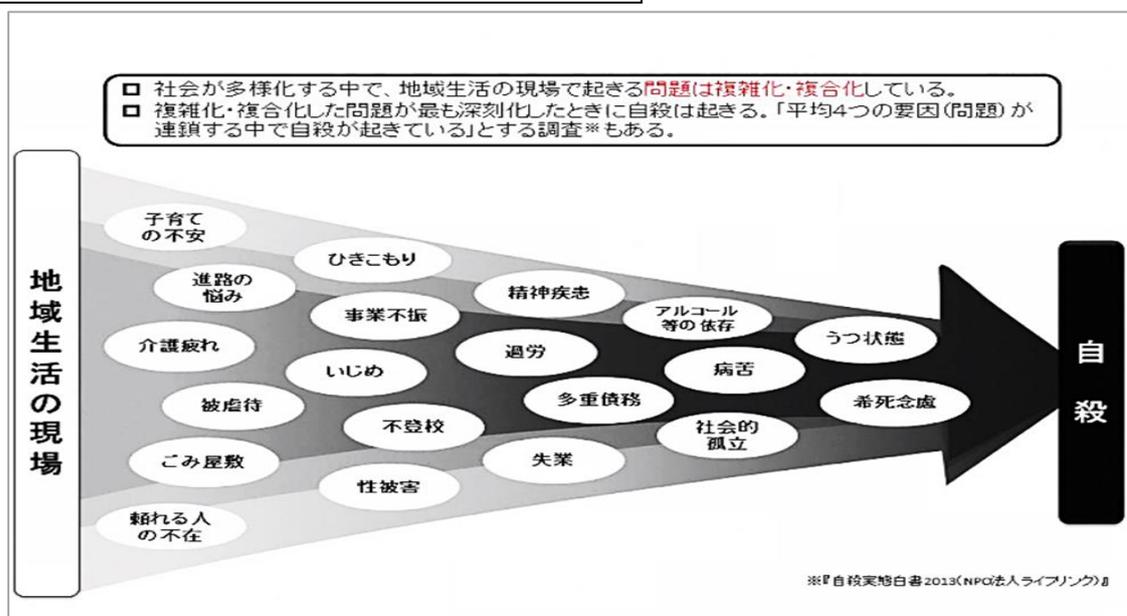
資料編	P77
-----	-----

第1章 計画策定の趣旨等

1-1) 計画策定の背景

自殺は精神障害を抱える人だけの問題ではなく、その背景には過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが重なったことが原因で心理的に追い詰められること、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、自殺以外の選択肢が考えられない心理状態に陥り、自ら命を絶たざるを得ない状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。この自殺に追い込まれる危機は、社会が多様化した現在では「誰にでも起こり得る危機」といえます。このように、自殺は個人の自由な意志や選択の結果ではなく、その多くが社会に生きる中で「追い込まれた末の死」ということができます。(図1)

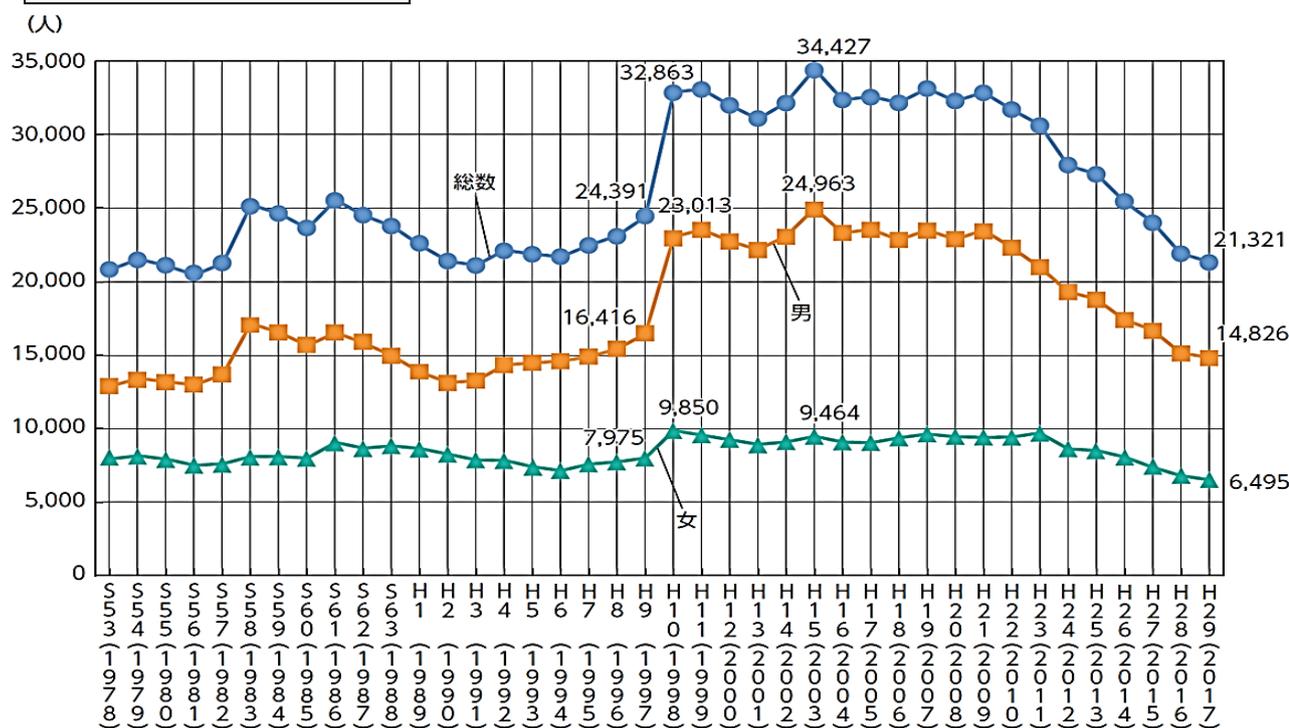
図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような中、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められ、平成22年以降自殺者は減少してきました。しかしながら、現在もなお年間2万人以上の方が自ら命を絶つ非常事態が続いており（図2）、国際比較においても自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）が高い現状にあります。さらに、新潟県の自殺死亡率は国よりも高く、南魚沼市は県内でも高い状況で推移しています。

自殺対策基本法施行から10年目の平成28年3月には、自殺対策をさらに強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

図2：日本の自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

1-2) 計画策定の趣旨

本市では、平成19年度から南魚沼市いきいき市民健康づくり計画に「こころの健康・休養」という項目を設け、うつ病予防中心に自殺対策を推進してきました。また、平成28年度からの第2次南魚沼市総合計画の中に「こころとからだの健康づくりの推進」として、自殺者数の指標を取り入れ更なる対策を進めてきました。しかしながら、本市における平成29年の自殺死亡率は22.3で、減少傾向にあるものの全国(16.8)、新潟県(20.0)を上回っています。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策基本法が改正され、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたことを踏まえ、「生きることの包括的な支援」として、自殺対策をより一層推進する必要があると考えます。

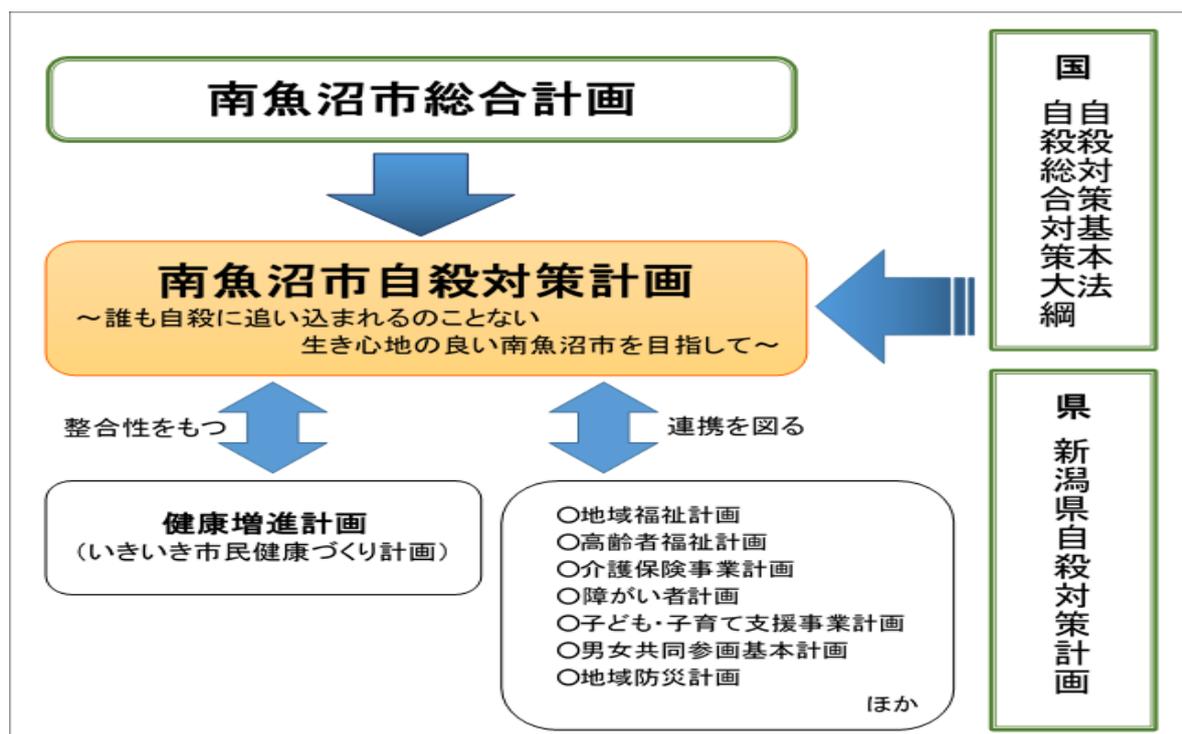
このような自殺に関する市の現状や自殺対策を取り巻く社会的情勢に鑑み、改正自殺対策基本法に基づいて作成された「市町村自殺対策計画策定の手引」(厚生労働省)の内容を踏まえて、全庁的な取組として更に総合的な自殺対策を推進するため、「南魚沼市自殺対策計画」を策定しました。

※ 南魚沼市、新潟県、全国の自殺死亡率は警察庁「自殺統計」(自殺日・住居他)の自殺者数に基づき計算しています。

1 - 3) 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国が定めた「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～（以下「自殺総合対策大綱」という。）」の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。本計画は、市の最上位計画「南魚沼市総合計画」に基づき、「南魚沼市いきいき市民健康づくり計画」と整合性をもち、自殺対策に関連するほかの計画と連携を図るものです。（図 3）

図 3：南魚沼市の行政計画関連図



1 - 4) 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱は、平成 19 年 6 月に策定された後、平成 20 年 10 月に内容の一部が改正され、平成 24 年 8 月には全体的な見直しがなされました。平成 29 年 7 月には、平成 28 年に改正された自殺対策基本法の趣旨や内容、更には我が国の自殺の実態を踏まえて、自殺対策の基本理念や基本方針等が整理されるとともに、当面の重点施策として「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」等が新たに追加され、自殺総合対策大綱が閣議決定されました。このように自殺総合対策大綱は、これまでおおむね 5 年に一度を目安として、見直しが行われています。

こうしたことから、本市の計画も国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、おおむね 5 年に一度を目安とし、計画の見直しを行うこととしています。ただし、他の保健関係の計画との整合性を図るため、平成 31 年度から平成 37 年度（2025 年）までとします。

1 - 5) 計画の数値目標

自殺対策基本法に示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そのためには、対策を通じて実現を目指す具体的な数値目標を定めるとともに、各々の取組がどのような効果を挙げたかという、個々の取組の成果についても検証と評価を行い、必要に応じて取組内容の見直しを図っていくことが求められます。

国は、平成 29 年 7 月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 10 年間で 30%以上減少させることを、国が進める自殺対策の目標として定めています。こうした国の方針を踏まえつつ、本市では、第 2 次南魚沼市総合計画で掲げる目標を維持し、平成 37 年（2025 年）までに過去 10 年平均自殺者数を 18 人以下に減少、自殺死亡率（人口 10 万対）を現在の 22.3 より減少させることを目標とします。

第2章 南魚沼市の自殺の現状

2-1) 自殺実態の分析に当たって

本章の分析に当たっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました。さらに、市内の小地域ごとの分析には、南魚沼市保健課が閲覧した厚生労働省「死亡小票」を用いました。地域の特性については、自殺対策重点地区で実施している「地域でこころのサポートを考える会」での意見を用いて質的に分析しています。

また、自殺者数については個人情報保護のため、少数の場合はいずれのデータにおいても数値を表記していません。

【作図に用いたデータ】

本章に掲載した表1～5、図4～10は、それぞれ以下の統計を使用し作図したものです。

(掲載順)

- ・表1 : 新潟県「福祉保健年報（魚沼圏域健康福祉環境の現況）」
- ・図4 : 警視庁「自殺統計」（自殺者数・自殺死亡率）、厚生労働省「人口動態統計」（交通事故による死亡者数）
- ・図5 : 警察庁「自殺統計」、総務省統計局「平成27年国勢調査人口等基本集計」
- ・表2 : 厚生労働省「死亡小票」（保健課による閲覧結果に基づくもの）
- ・図6 : 警察庁「自殺統計」
- ・図7 : 警察庁「自殺統計」
- ・図8 : 警察庁「自殺統計」、総務省統計局「平成27年国勢調査人口等基本集計」
- ・図9 : 警察庁「自殺統計」
- ・表3 : 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」（地域の主な自殺の特徴）、NPO法人ライフリンク「自殺の危機経路」
- ・表4 : 総務省統計局「平成27年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計」
- ・図10 : 総務省統計局「平成26年経済センサス基礎調査事業所に関する集計」
- ・表5 : 南魚沼市保健課精神保健事業「地域でこころのサポートを考える会」（平成23～30年度）

コラム～用語解説～

●自殺の統計

自殺の統計で主に用いられるものに、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の自殺統計原票を集計した結果である「自殺統計」があります。この2つには、以下の通りの違いがあります。

差異	人口動態統計	自殺統計
調査対象	日本における日本人のみの自殺者数	総人口（日本における外国人も含む）
調査時点	住所地をもとに死亡時点で計上する	発見地をもとに自殺死体の発見時点で計上する
訂正報告	後日自殺したと判明した場合、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上する	捜査等により自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し、計上する
項目	「職業別」「原因・動機別」等の項目がない	「職業別」「原因・動機別」といった項目がある

●死亡小票

保健所が市区町村から送付された死亡票を写したもの。保健課による閲覧調査では、南魚沼市に住民票のある人を対象としています。

●地域でこころのサポートを考える会

自殺対策重点地区で、地域の自殺対策について地域住民と課題を共有し、解決方法について検討する会です。平成23年度から継続して開催しています。



2-2) 南魚沼市における7つの傾向と自殺リスクの高い集団

1. 南魚沼市における7つの傾向

- ① 自殺は複数の年齢層で死因の上位に位置しており、特に20歳代、30歳代では死因の第一位となっています。(表1)
- ② 平成23年と比較して、平成25年以降は自殺者数・自殺死亡率ともに減少傾向にあるものの、自殺者数は依然として交通事故死者数の数倍に上ります。(図4)
- ③ 男性は30歳代、50歳代を除いた年代で自殺死亡率が全国平均値よりも高く、特に20歳代、80歳以上の自殺死亡率は全国平均値の2倍以上となっています。女性では、20歳代、50歳代、70歳代、80歳以上の自殺死亡率が全国平均値を上回っており、特に50歳代、80歳以上では全国平均の2倍以上となっています。(図5)
- ④ 60歳以上の同居人有無別に自殺者をみると、男女ともに80歳以上で「同居人あり」の自殺者の割合が全国よりも高くなっています。女性では、全国の傾向と異なり、加齢に伴って「同居人あり」の自殺者の割合が増加しています。(図6-1, 6-2)
- ⑤ 職業の有無別に自殺者数を見ると、有職者よりも無職者のほうが多くなっています。さらに、自殺死亡率では、「無職者」は性別や年代、同居人の有無等の違いによって値に顕著な差が見られます。男性の無職者では、特に40~59歳の中年者層の「同居人なし」が「同居人あり」の自殺死亡率を大きく上回っています。(図7, 図8-1, 8-2)
- ⑥ 自殺で亡くなった人の自殺動機は、健康問題が最も多く、次いで家庭問題、経済・生活問題、勤務問題となっています。(図9)
- ⑦ 市内でも地域によって、自殺死亡率や自殺者が多い年代・性別の特徴が異なります。(表2)

2. 南魚沼市における自殺のリスクが高い集団 (表3)

- ① 集団Ⅰ：自殺者数が最も多いのは60歳以上の男性の無職者で、同居人のいる人です。平成25年~平成29年の5年間の自殺者数は25人(自殺死亡率は107.0)で、全体の27.8%を占めています。
- ② 集団Ⅱ：次に自殺者数が多いのは60歳以上の女性の無職者で、同居人のいる人です。平成25年~平成29年の5年間の自殺者数は21人(自殺死亡率は47.7)で、全体の23.3%を占めています。
- ③ 集団Ⅲ：次いで多いのは、20歳~39歳の男性の有職者で、同居人のいる人です。平成25年~平成29年の5年間の自殺者数は7人(自殺死亡率は31.3)で、全体の7.8%を占めています。
- ④ 集団Ⅳ：4番目に多いのは、40歳~59歳の男性の有職者で、同居人のいる人です。平成25年~平成29年の5年間の自殺者数は7人(自殺死亡率は23.4)で、全体の7.8%を占めています。
- ⑤ 集団Ⅴ：5番目に多いのは、20歳~39歳の男性の無職者で、同居の人です。平成25年~平成29年の5年間の自殺者数は5人(自殺死亡率は181.8)で、全体の5.6%を占めています。

2-3) 年代別の死因の状況

平成20年から平成28年までの南魚沼地域振興局管内（管轄：南魚沼市、湯沢町）における年代別の死因を見ると、自殺は20歳代から40歳代までの上位に入っており、特に20歳代、30歳代においては、自殺が死因の第1位となっている。

表1：年代別の死因の順位（南魚沼地域振興局管内）（平成20年～平成28年）

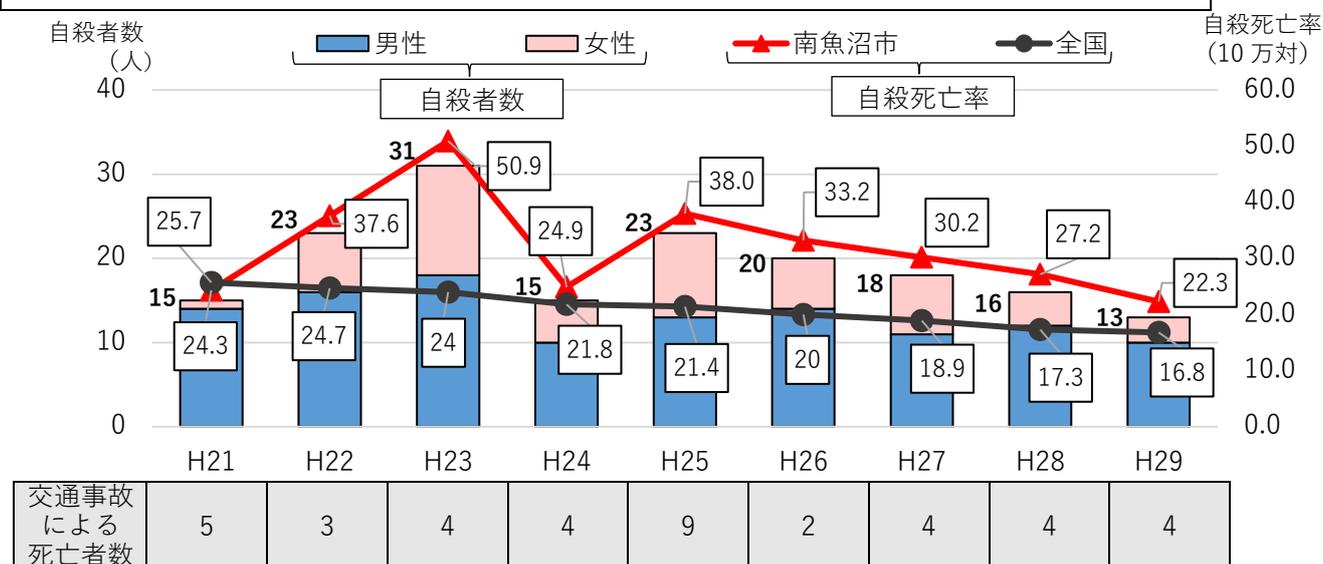
	1位	2位	3位
20歳未満	不慮の事故	悪性新生物	乳幼児突然死症候群、その他の呼吸器系疾患、その他の消化器系疾患
20歳代	自殺	悪性新生物、不慮の事故	
30歳代	自殺	悪性新生物	心疾患（高血圧性を除く）、脳血管疾患
40歳代	悪性新生物	自殺	脳血管疾患、不慮の事故
50歳代	悪性新生物	心疾患（高血圧性を除く）	脳血管疾患
60歳代	悪性新生物	心疾患（高血圧性を除く）	脳血管疾患
70歳代	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患（高血圧性を除く）
80歳以上	悪性新生物	心疾患（高血圧性を除く）	脳血管疾患

出典：新潟県「福祉保健年報（魚沼圏域健康福祉環境の現況）」

2-4) 自殺者数と自殺死亡率の推移

自殺者数・自殺死亡率ともに年によりばらつきがあるものの、自殺者数・自殺死亡率ともに高かった平成23年に比べて、平成25年以降は減少傾向にある。しかし、自殺者数は依然として交通事故死者数の数倍に上る。また、近年では男性の自殺者数が女性の約2～3倍となっている。

図4：自殺者数（南魚沼市）と自殺死亡率（南魚沼市、全国）の推移（平成21年～29年）



出典：警視庁「自殺統計」、厚生労働省「人口動態統計」

2-5) 年代別自殺者数

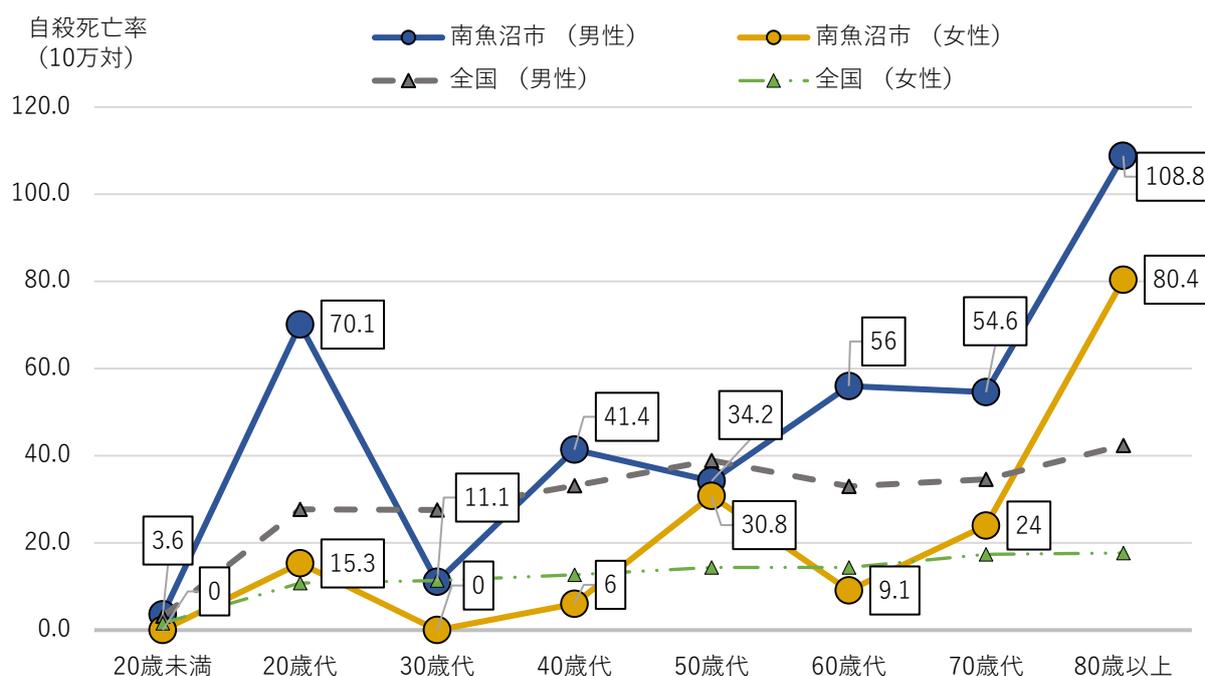
60歳以上の高齢者層と20歳代ではここ数年で自殺者数が減少傾向にある一方、30歳代から50歳代までは横ばい傾向がみられる。しかし、平成21年から平成29年の自殺者数（合計）では60歳以上の高齢者層が多く、全体の約6割を占めている。また、若年者層の中では20歳代が飛び抜けて多く、中年者層では50歳代の自殺者が多い。

※ 自殺者数を年代別に内訳した場合、自殺者数が5人未満である年代が複数あるため、グラフの掲載は控えた。

2-6) 性、年代別の自殺死亡率

自殺死亡率は男女間で年代別に違いがみられる。全国と比較して、男性は20歳未満、20歳代、40歳代、60歳代、70歳代、80歳以上で自殺死亡率が高く、女性は20歳代、50歳代、70歳代、80歳以上で自殺死亡率が高くなっている。また、自殺者数でみると、男女とも70歳代以降の高齢者層において多くなっている。

図5：性、年代別の自殺死亡率（平成24年～平成28年平均）



出典：警察庁「自殺統計」、総務省統計局「平成27年国勢調査人口等基本集計」

※ 自殺死亡率の算出にあたって用いた性・年代・地区別人口は、「平成27年国勢調査人口等基本集計」（総務省統計局）から引用している。以降の図表における自殺死亡率の算出方法も同様である。

2-7) 地区別の自殺死亡率（性、年代別）

平成 23 年から平成 29 年までの市全体の平均自殺死亡率（31.1。以下、カッコ内の数値同様）と地区毎の性、年代別の自殺死亡率とを比較すると、それぞれの地区で異なる特徴が見られる。

《大和地区》 男性は 20 歳代（64.6）、50 歳代（84.5）、70 歳以上の高齢者層（70 歳代：88.6、80 歳以上：196.1）において、女性では 50 歳代（69.9）、80 歳以上（84.4）で自殺死亡率が高い。

《六日町地区》 男性は 20 歳代（81.0）、50 歳以上の中高年者層（50 歳代：48.2、60 歳代：60.7、70 歳代 55.5、80 歳以上：103.7）の値が高くなっている。女性は 70 歳以上の高齢者層（70 歳代：48.1、80 歳以上：53.8）の自殺死亡率がほかの年代に比べて高い。

《塩沢地区》 男性は 20 歳代（88.0）と 80 歳以上（58.1）で、女性は 80 歳以上（52.0）で自殺死亡率が高い。

このように、自殺の実態には地区に応じて異なる特徴が見られることから、地区毎で重点的に取り組む対象層を定めた上で、地区の実態に応じた対策を講じていく必要があるといえる。また、全地域において 20 歳代男性と 70 歳以上の男女の自殺死亡率が高いため、これらの対象については市全体で自殺予防対策を強化する必要がある。

表 2：地区別の自殺死亡率（性、年代別）（平成 23 年～平成 29 年平均）

住所	性別	総数	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上
市全体	男性	42.4	78.4	24.8	37.3	41.3	46.8	59.4	109.8
	女性	20.3	18.4	8.8	8.6	31.7	9.3	26.4	60.6
大和	男性	55.9	64.6	34.3	39.0	84.5	37.9	88.6	196.1
	女性	23.8	18.1	0.0	0.0	69.9	13.4	0.0	84.4
六日町	男性	44.4	81.0	26.5	34.8	48.2	60.7	55.5	103.7
	女性	20.4	14.4	9.4	18.6	17.1	6.9	48.1	53.8
塩沢	男性	29.3	88.0	14.1	39.8	0.0	34.9	45.0	58.1
	女性	17.3	26.4	15.5	0.0	25.6	9.6	13.2	52.0

出典：厚生労働省「死亡小票」（保健課による閲覧結果に基づくもの）、

総務省統計局「平成 27 年国勢調査人口等基本集計」

※ 市全体の平均自殺死亡率（31.1）と比較して、2 倍以上のところを ■、1.5 倍以上 2 倍未満を ■ としている。

2-8) 60歳以上における、性別、年代別、同居人有無別の自殺の内訳

男性では、80歳以上で「同居人あり」の自殺者の割合が全国よりも高くなっている。さらに、全国では加齢に伴って「同居人あり」の自殺者の割合が減少するのに対し、本市では80歳以上で最も多くなっていた。また、「同居人なし」では60歳代の自殺者の割合が高く、加齢に伴って自殺者の割合が下がっており、全国とほぼ同じ傾向となっていた。女性では、80歳以上の「同居人あり」の自殺者の割合が飛び抜けて多く、全国と異なり加齢に伴って自殺者の割合が増加している。

図6-1:【男性】年代別、同居人有無別の60歳以上の自殺の内訳（平成24年～平成28年合計）

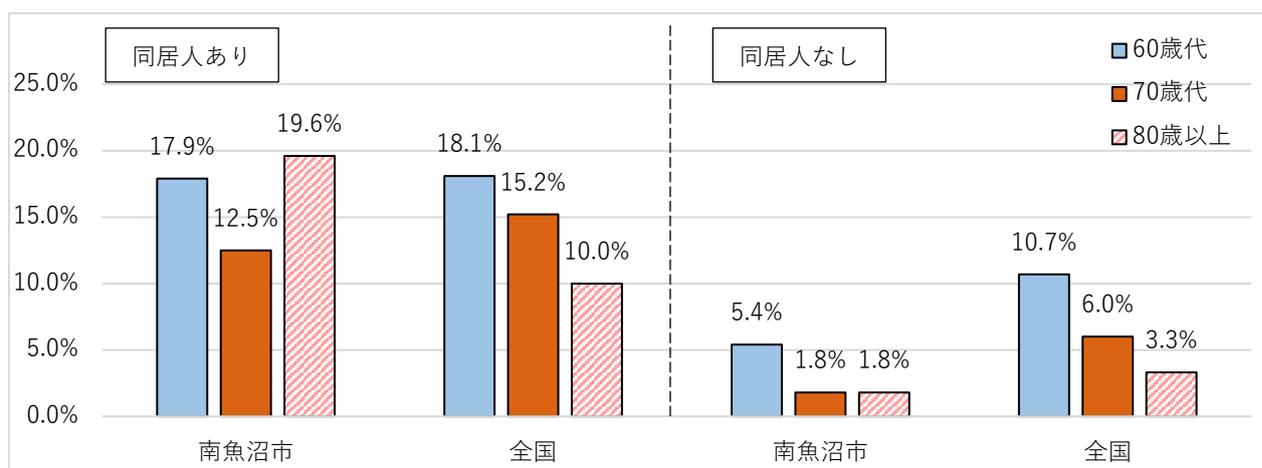
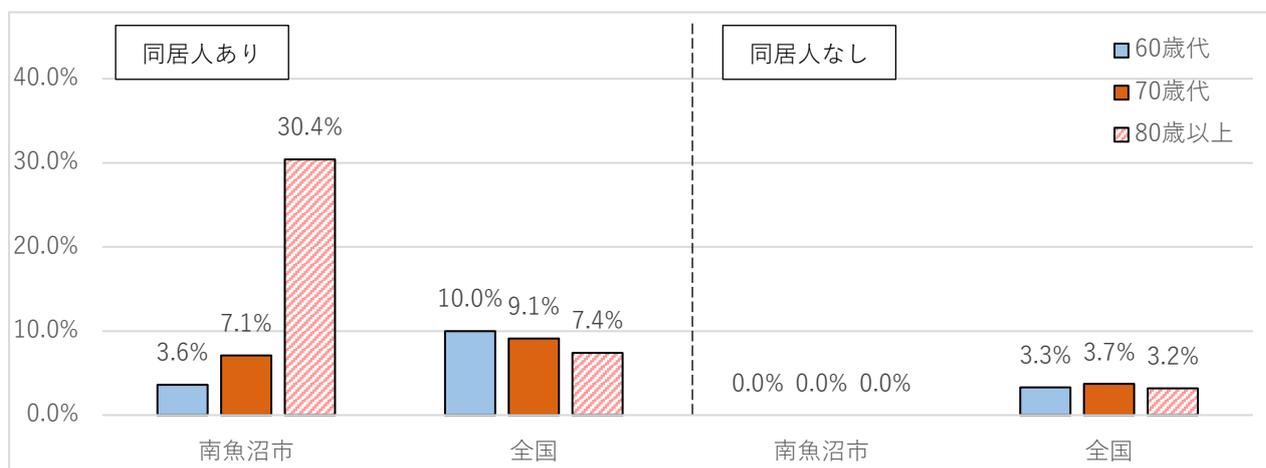


図6-2【女性】年代別、同居人有無別の60歳以上の自殺の内訳（平成24年～平成28年合計）

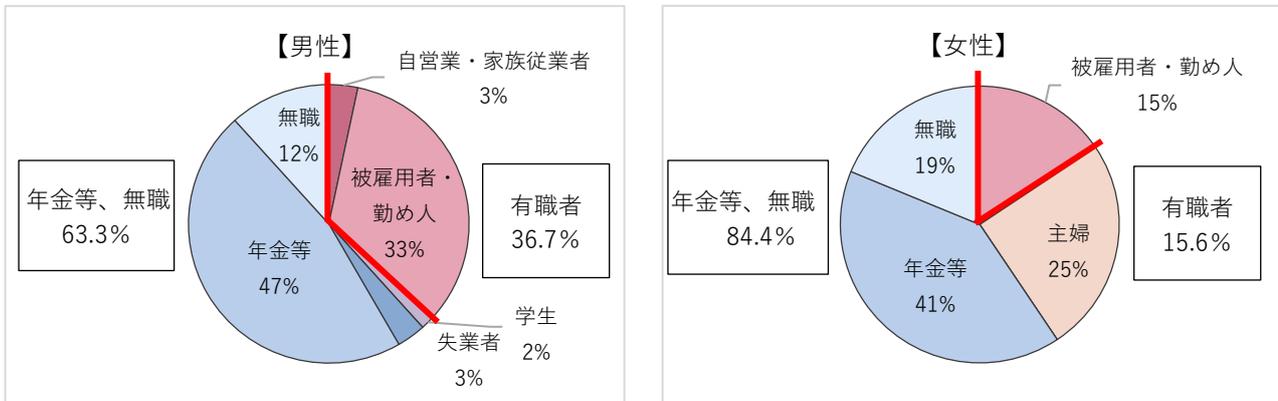


出典：警察庁「自殺統計」

2-9) 男女それぞれにおける有職者と無職者の割合とその内訳

自殺で亡くなった人のうち、有職者と無職者の比率は、男性が約 36.7% 対 63.3%、女性は 15.6% 対 84.4% と、いずれも無職者の割合が多くなっている。

図 7：男女それぞれの有職者・無職者の人数・割合（平成 24 年～平成 28 年合計）



出典：警察庁「自殺統計」

2-10) 仕事の有無×性×同居の有無×年齢階級別の自殺死亡率

男性の有職者では、40 歳から 59 歳までの中年者層において「同居人なし」が「同居人あり」の自殺死亡率の約 4 倍と高くなっているのに対し、女性の有職者では、いずれの年代でも「同居人なし」の自殺死亡率が 0 であった。無職者の場合は、性別や年代、同居人の有無による値の差が大きい。男性では 20~39 歳の若年者層では「同居人なし」の自殺死亡率は 0 であったが、40 歳以上の中高年者層において「同居人なし」が「同居人あり」の自殺死亡率を大きく上回っている。一方で女性の無職者においては、「同居人あり」では年代が高いほど自殺死亡率が高くなっているが、「同居人なし」ではいずれの年代も自殺死亡率が 0 である。

図 8-1：【男性】年齢階級・職業有無・同居人有無別自殺死亡率（平成 24 年～平成 28 年平均）

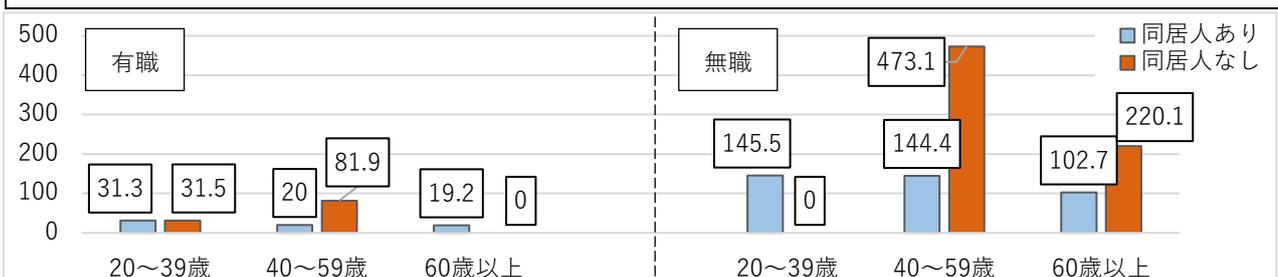
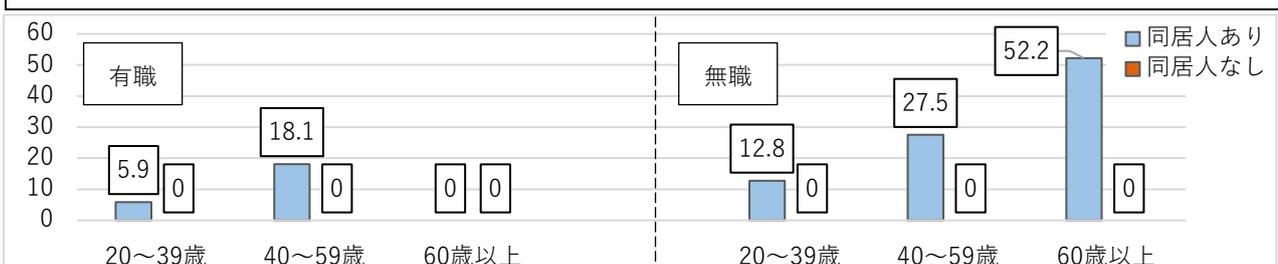


図 8-2：【女性】年齢階級・職業有無・同居人有無別自殺死亡率（平成 24 年～平成 28 年平均）

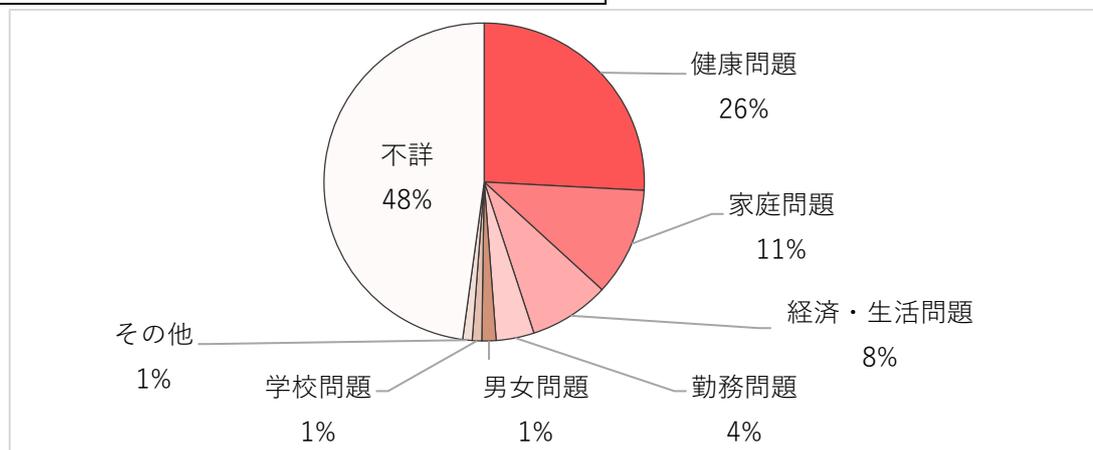


出典：警察庁「自殺統計」、総務省統計局「平成 27 年国勢調査人口等基本集計」

2-11) 南魚沼市内の自殺者における自殺動機の割合

市内の自殺者の動機は、健康問題（26%）、家庭問題（11%）、経済・生活問題（8%）、勤務問題（4%）の順で多い。経済・生活問題と勤務問題をあわせると約12%であり、これらには生活困窮の問題も含まれる。

図9：自殺動機の割合（平成21年～平成29年合計）



出典：警察庁「自殺統計」

※ 自殺の原因・動機は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能としている。また、原因・動機のカテゴリは自殺統計のカテゴリに準じて表記している。

2-12) 対策が優先されるべき対象群

本市の自殺者数は、平成25年から平成29年までの合計が90人（男性60人、女性30人）（自殺統計（自殺日・住居地））である。

表3：南魚沼市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・居住地、平成25年～平成29年合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上 無職同居	25	27.8%	107.0	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ） +身体疾患→自殺
2位:女性 60歳以上 無職同居	21	23.3%	47.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 20～39歳 有職同居	7	7.8%	31.3	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業) →パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳 有職同居	7	7.8%	23.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+ 仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:男性 20～39歳 無職同居	5	5.6%	181.8	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の 不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗 →将来悲観→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」（地域の主な自殺の特徴）、
NPO法人ライフリンク「自殺の危機経路」

2-13) 地域の就業者の常住地・従業地の人数とその内訳

南魚沼市在住の就業者のうち、市内の事業所に勤めている者の割合は 86.6%である。このことから、市内の働き盛り世代（有職者）の自殺者数を減少させるためには、市内の事業所と連携して自殺対策に取り組むことが必要である。

表 4：地域の就業者の常住地・従業地

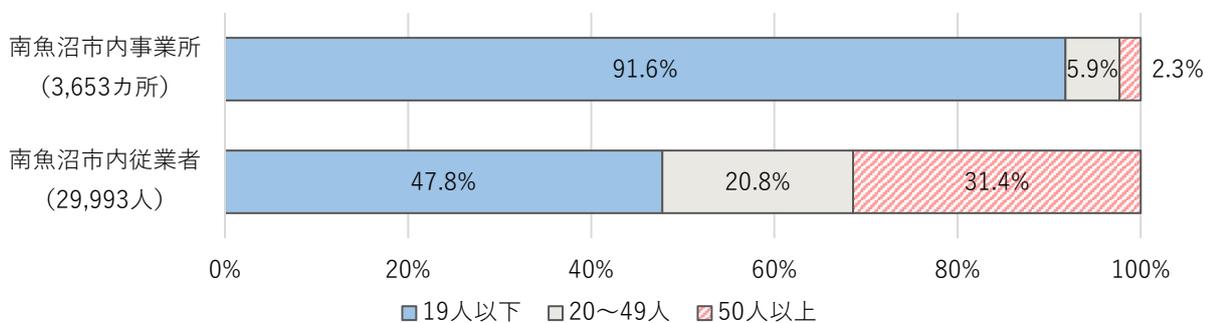
		従業地		
		南魚沼市内	南魚沼市外	不明・不詳
常住地	南魚沼市内	26,521	3,994	30
	南魚沼市外	4,120	—	—

出典：総務省統計局「平成 27 年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計」

2-14) 地域の事業所規模別にみた事業所の割合と従事者の割合

南魚沼市内の事業所は、従業員数 19 人以下の事業所が最も多い。また、19 人以下の事業所の従業者が約半数を占め、約 7 割の従業者が 50 人未満の小規模事業場に勤めている。小規模事業場では、メンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等を利用した職場の健康管理が重要となる。このため、地域産業保健センター等の活用を促していくことが重要である。

図 10：地域の事業所規模別の事業所、従事者の割合



出典：総務省統計局「平成 26 年経済センサス—基礎調査事業所に関する集計」

2-15) 自殺対策重点地区で聴取された市民の声

表5-1：地域の生き心地のよいところ

- ・ 水や食べ物がおいしく、自然が豊かで心地よいところ
- ・ 地域の人の人柄がよいところ
- ・ 地域の仲が良く、まとまりがよくパワーがあるところ
- ・ サロンなどの気軽に集まる場所があるところ
- ・ 変化に気づいて見守ったり、助けあったりする関係があるところ
- ・ 同年代やほかの年代の人と交流する機会があるところ
- ・ 元気がない様子に気づきあえる関係があるところ
- ・ 地域に同級生がいて、絆が強いところ
- ・ 老人会の元気がよいところ
- ・ 地域であいさつをしている（あいさつができる）ところ
- ・ 地域で気軽に声を掛け合えるところ
- ・ 介護施設が近くにあるところ
- ・ 仲間と集まるときが心地よい
- ・ 地域づくり協議会の活動が活発なところ
- ・ 地域で話し合う機会があるところ
- ・ 近所付き合いが濃厚なところ
- ・ 子ども見守り会員が多いところ
- ・ 地域をよくしたいと思う年配者が多いところ
- ・ 地域で楽しく過ごせているところ

カッコ内の数値は、同様の意見や関連する意見の数

出典：南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」
(平成23年度～平成30年度から抜粋)

コラム～用語解説～

●自殺対策重点地区

本市において平成23年以前の自殺者数が比較的多いため、特に自殺対策の取組を強化して行っている地区です。

表5-2：地域の過ごしにくいところ

- ・ 地域の行事の負担や、若い人があまり集まらないこと、意識の変化によって、地域のいろいろな会がなくなりつつある
- ・ 高齢者は、車がなかったり健康問題があったりすると容易に外出ができなくなるから、外出することが億劫になる
- ・ 地域の人とのつながりが少なくなり、家同士の付き合いや地域全体のつながりが希薄になってきている
- ・ 少子高齢化や核家族化などによって、家族の年代が限られてきたことで、地域で世代を超えた交流が少なくなっている
- ・ 地域のつながり（縛り）が強いからプライバシーを保ちにくい
- ・ 会に集まったり、交流したりするのに慣れていない人や新しく参加する人、間を置いて参加する人、会のメンバーと性別や世代が違う人は、会に参加しにくい
- ・ お酒をたくさん飲む人や、お酒の問題を持つ人がとても多いと思うが、アルコール依存症の正しい知識を持っている人は少ないと思う
- ・ 地域には、活動できる場や楽しめること、出かけられる先が少ない
- ・ 相談窓口や住職などに気軽に相談できない
- ・ 人の目が気になるから、悩みや自殺のこと、精神科にかかっていることは身近な人に知られたくない
- ・ 地域の人、特に若い世代の家族構成がわからないし、近所でもお互いによく知らない
- ・ 地域の行事を知らない人がいたり、知らせても集まらなかったりする
- ・ 人間関係が限られているから、地域の噂話や評価を気にしてしまう
- ・ 子ども・若者が交流したり活躍したりできる場所が少ない
- ・ 会で役割がないと参加しにくい
- ・ 若い人が働ける場所が少ない
- ・ 地元には心の健康について相談できる専門医療機関がない
- ・ 悩みを相談しても、わかってもらえるか不安
- ・ 若い人には、自分の話ができない人が多い
- ・ 家族全員で食事することが減っている
- ・ 経済的に苦しいことがある
- ・ 若手は忙しい
- ・ 自分に余裕がない

出典：南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」
(平成23年度～平成30年度から抜粋)

表5-3：うつ・自殺についての認識

- ・ うつは身近にある病気で、誰でもなり得る病気だ
- ・ うつ状態や自殺前のサインに気付くのは難しい
- ・ 自殺は身近な人にも起きている
- ・ 普段と様子が違う人やうつの人に、どのように声掛けをして関わればよいのかわからない
- ・ 自殺が多いと知り驚いた
- ・ 地区に自殺が多いと知っていた
- ・ 寒さ、雪の多さに気持ちが重くなることもうつに関係していると思う
- ・ 高齢者は、家族や他人に迷惑をかけたくないと思っているから、自殺を考えてしまう
- ・ うつの症状やきっかけ、好発年齢の理由を知りたい
- ・ うつは、頭がいい人、まじめな人、優しい人、高齢者になると思っていた
- ・ 言われっぱなしの人、小心者、人との関わりない人は自殺リスクが高いと思う
- ・ 自殺のサインは、自殺後にわかると思う
- ・ 家族にも周りの人にも自殺の原因がわからない
- ・ 年を取ると将来が不安になったり、人生を終わらせようと考えたりしやすい
- ・ 働き盛り世代の男性は、思うように働けない現状や、責任感の強さから抱え込んだり自分を責めたりすることで自殺が多くなると思う
- ・ 介護される人の実際の状態よりも軽い介護度に判定されることや、それによる経済的負担もうつの要因になると思う
- ・ うつや自殺の要因には、経済問題や借金問題もあると思う
- ・ 自殺のリスクが高い人には、居場所がないのだと思う
- ・ 自殺対策は危機対応がしにくく、本当に難しい問題だ
- ・ 地域で声掛けなどをするのは難しい
- ・ 家庭にしかわからないこともあるし、家庭のことにかかわるのも程度が難しく、直接関われない
- ・ 自殺の原因はわからないし、人それぞれ違うから、地域や家庭でできることなどを考えても自殺対策の答えは出ない
- ・ 自殺した人には、相談窓口や逃げ道があればよかった

【前ページからの続き】

- ・ うつ・自殺が地区で問題になっているかわからない
- ・ 地域の人が、うつ・自殺について重く受け止めていないように思う
- ・ 自殺対策について、地域と市との間にギャップがある
- ・ 集まりに参加しない人は、うつの発症率が高いと聞いた
- ・ 一人で受診するのは難しいかもしれない
- ・ 男性はうつになると自殺しか考えられなくなると聞いた
- ・ 自殺は、残された人に後悔や苦しさが残る
- ・ 寒さや雪に耐える我慢強い性格だから、自殺が多いのではないか
- ・ 女性が家庭で強くなる一方、男性はか弱くなったのも自殺が多い一因だと思う
- ・ 女性が活発になったことと、男性の自殺の多さは直接関係しないと思う
- ・ 退職後の脱力感や介護疲れをきっかけにうつになると思う
- ・ 悩みを持つ人は、集会などには出ないと思う
- ・ 人とのつながりがないと、話したり笑ったりする機会が少ないからリフレッシュしにくいと思う
- ・ 自殺の要因として、夫婦不和が大きいと思う
- ・ うつではなくても発作的に自殺する人もいると思う
- ・ 相談に行けない人にどう関わればよいかわからない
- ・ うつの人に傾聴するだけでよいのか疑問だ
- ・ つらいとき、自分は家族に支えてもらった
- ・ 子どもから見放され、60代でクビになる時代だから、生きづらい
- ・ 世の中が便利になっても、生きやすい世の中になるとは限らない
- ・ うつ・自殺対策のために、子どもたちができること、学校の中でできること、学校にしてほしいことがあれば教えてほしい

出典：南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」
(平成23年度～平成30年度から抜粋)

第3章 これまでの取組と評価

3-1) 南魚沼市のこれまでの取組

平成18年の自殺対策基本法の施行以前は、精神保健福祉事業の中で、「こころの健康づくり」の一環として事業を実施し、国全体がそうであったように自殺のハイリスク者である精神疾患のある人を中心に、個別支援の活動を行ってきました。また、平成18年度からは地域包括支援センター事業として、介護保険法の基本チェックリストを用いて特定高齢者の把握を行い、身体面、口腔面、栄養面、精神面の支援を行ってきました。

第1章の1-2) 計画策定の趣旨で述べたように、平成19年度より南魚沼市いきいき市民健康づくり計画において、「こころの健康・休養」としてうつ病対策や自殺対策を事業化して推進し、平成28年度からの第2次南魚沼市総合計画では「こころとからだの健康づくりの推進」として、自殺者数の指標を取り入れ更なる対策を進めてきました。まずは、市民が現状を知り、ともに取り組むことを目標として普及啓発に力を入れた内容で開始しました。

具体的には、平成19年度から実施しているうつ自殺・認知症対策会議（現自殺・認知症対策会議）において、必要な事業を関係者で検討し、平成20年度から「うつ・自殺予防講演会」や市報による啓発活動、「専門医による心の健康相談会」、「お寺様との情報交換会」に取り組んでいます。

「うつ・自殺予防講演会」は年間3地区で開催し、平成29年度までに延べ30回、受講者は約1,100人となりました。近年は地域づくり協議会や健康推進員と協働して開催し、男性受講者が増えています。「専門医による心の健康相談会」は本人のみではなく家族からの相談が増加傾向にあり、相談定員以上の申し込みがあった場合は南魚沼地域振興局の相談会を活用する等、県と連携して行っています。平成27年度からは、南魚沼地域振興局と共催で年1回の「こころとくらしの総合相談会」として法律や生活困窮、就労問題などに対応するワンストップ相談会として実施し、効果をあげています。また、平成21年度からはFMゆきぐにと連携してラジオ放送にて「こころの時間」を開始しています。さらに、平成22年度からは「いのちとこころの法話会」を開始し、うつ状態に陥ることを防ぐために、普段の生活での心の持ちよう等について自殺者の多い高齢者層を中心に啓発してきました。平成23年度からは「地域でこころのサポートを考える会」「相談対応スタッフ研修会」「民生委員児童委員研修会」にてうつ・自殺に関する普及啓発を行っています。平成24年度からは、当市の自殺と関連の深い要因と考えられるアルコール問題について、市民を対象に心身への影響や依存症、自殺との関連について啓発することを目的に「アルコール問題講演会」を開始し、平成28年度からは健康推進員研修として位置付けつつ一般市民にも公開しています。

さらには、平成26年より任意団体「自殺のない街づくり市区町村会」に入会し、自殺総合対策推進センターやNPO法人自殺対策支援センターライフリンクからの具体的な指導を受け、他の自治体の現状や施策等に関して情報交換を行っています。

3-2) これまでの取組への評価

この間、自殺者数は単年での増減があるものの、平成29年は過去最低の13人となり、対策開始前である平成18年の32人から約60%の減少がみられています。また、過去10年間の死亡者数平均値も減少傾向にあります。(表6)

しかし、全国の減少率も顕著であり、自殺死亡率(人口10万対)においては、前述のように全国や県よりも高率のまま推移していること、1人の自殺が周辺の人々に与える影響が大きいことなどから、今後も、更なる対策を推進していく必要があります。

また、今後は国の地域包括ケアシステムの概念の変化や、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの概念を踏まえた施策として、「うつ病対策」から生活を含めた「生きる事の包括的な支援」へと展開することが必要です。

コラム～用語解説～

●地域づくり協議会

「地域がこうなったら・こうできたら楽しい・便利になる」等の地域住民の声を拾い上げ、問題や課題の解決・解消、地域の更なる発展を実現させるための事業を行う組織です。市内12地区(旧町ごと)に設置されています。

●健康推進員

市が実施する保健事業への協力や自主的な活動等を通して地域における健康づくりの担い手となる役員です。各行政区から選出され、298人(平成30年度)の健康推進員が市内で活躍しています。

●地域包括ケアシステム

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるためのシステムのことです。自殺対策では、生きることを包括的に支援するために、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携することが必要です。そのため、地域包括ケアと一体的に進められることが大切です。

●地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な組織が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「我が事・丸ごと」の社会のことです。



国の動き	平成 10 自殺が急増 年間 3 万人超	12 「健康日本 21」で 自殺予防対策に言及	15 「9 月 10 日 世界自殺予防デー」	18 労働者の心の健康保持 増進のための指針策定	19 自殺対策基本法の成立	20 自殺対策白書	21 自殺総合対策大綱	22 第 1 次メンタルヘルス 対策推進計画	23 地域自殺対策 緊急教化基金	24 「自殺対策強化月間」 の実施	25 自殺総合対策大綱の 見直し	26 第 2 次メンタルヘルス 対策推進計画	27 地域自殺対策強化 交付金	28 ストレスチェック制度 導入	29 年度 自殺総合対策大綱の 見直し
------	----------------------------	-------------------------------	------------------------------	--------------------------------	------------------	--------------	----------------	------------------------------	------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------------	-----------------------	------------------------	---------------------------

合併前	平成 17 年 3 町（大和・六日町・塩沢）合併	22	23	24	25	26	27	28	29 年度
-----	--------------------------	----	----	----	----	----	----	----	-------

いきいき市民健康づくり計画（心の健康・休養） 第 2 次計画

うつ自殺・認知症予防対策会議（現：自殺・認知症対策会議）（平成 21 年度まで毎月開催 平成 22 年度から隔月開催）

精神福祉講座の中で心の健康づくり啓発（南魚沼地域振興局と共催）

映画会実施

精神保健福祉講座を南魚沼地域振興局と共催

県 1/2 補助事業 **地域自殺対策緊急強化事業**（平成 27 年度～財源は交付金になった） ※H29 年度から県の高齢者重点特化事業

- 対面相談：専門相談会（南魚沼地域振興局の心の健康相談会として 3 回）、訪問相談、電話相談
- 啓発普及：うつ・自殺予防講演会（重点地区 3 か所）→市内 3 地区を巡回実施
相談窓口カードの作成配付
- 連携会議：先進地との活動交流（H21 宗教関係者）
- 人材育成：相談対応スタッフ研修 講演会に合わせてゲートキーパー養成講座の実施

F M ゆきぐにと連携した啓発活動「スポット CM」「こころの時間」放送

アルコール対策（講演会・リーフレット作成・健診や健康教育、健康推進員活動で周知）

専用アドレスによるメール相談

こころとくらしの総合相談会

平成 22 年 普及啓発媒体作成（きづなちゃんこころちゃんストラップ・封筒）配付

いのちとこころの法話会（老人クラブ） → 平成 28 年度から健康推進員活動

健康推進員研修会

平成 23 年 地域で心のサポートを考える会（重点地区 3 地区）

健康推進員研修会

健康推進員研修会

健康推進員研修会

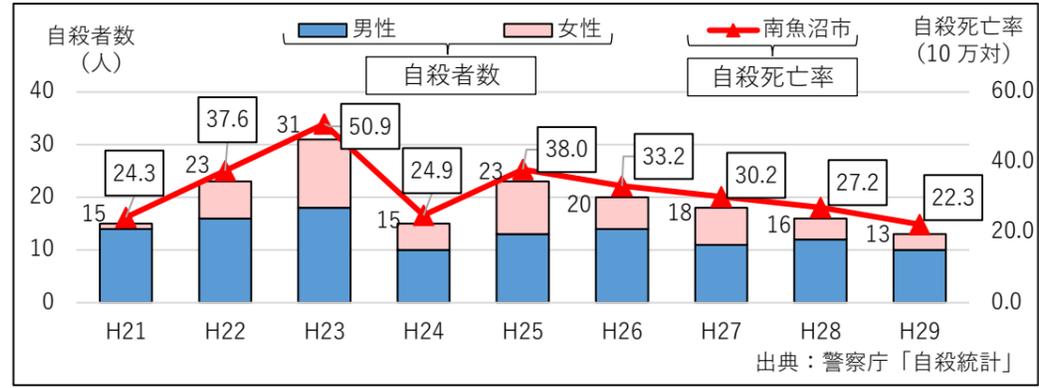
地区活動の中での遺族支援訪問・未遂者支援 包括支援センターの心の訪問 企業への健康教育の際に啓発

広報掲載による啓発（3 月・9 月・11 月）

精神福祉講座を各町が実施・塩沢町は平成 14 年から自殺予防講演
精神障がい者の居場所づくり（総合支援法地域活動の前）

南魚沼市の動き

実態分析（統計・調査・事例検討） ※平成 23 年からは死亡小票調査



平成 26 年度～
自殺のない市区町村会に入会

平成 26 年度～
いのちとこころの応援団に登録

平成 29 年度～
医師会との共催事業を開始

第4章 自殺対策における取組と関連する生きる支援

4-1) 南魚沼市の自殺対策における基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では以下の5点を、自殺対策における「基本方針」としています。

- (1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として全庁体制で推進する
- (2) 関連する他の支援施策と連携させることで、総合的な対策として展開する
- (3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る
- (4) 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組と、自殺予防の啓発的な取組とを合わせて推進する
- (5) 関係者の役割の明確化と、関係者の連携・協働によって市民を支える取組を推進する

(1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として全庁体制で推進する

国は、「自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題である」という基本認識のもと、経済・生活問題、健康問題等の自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等について、「制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能である」とし対策を進めてきました。また、法第5条では、国民の責務として「生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努める」とうたっています。したがって、自治体は市民に対してこの責務を果たすための情報提供を行うことが必須であり、市民とともに地域共生社会の実現に向けた施策において推進していくことが重要です。

また、地域においても個人においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時に、自殺リスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、生きる力を基礎として生きがいや希望をもって暮らすための「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させるよう推進する必要があります。心の健康づくりの推進、自殺予防や未遂者家族支援、遺族支援といった狭義の取組のみならず、本市において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として全庁体制で推進することが重要です。

(2) 関連する他の支援施策と連携させることで、総合的な対策として展開する

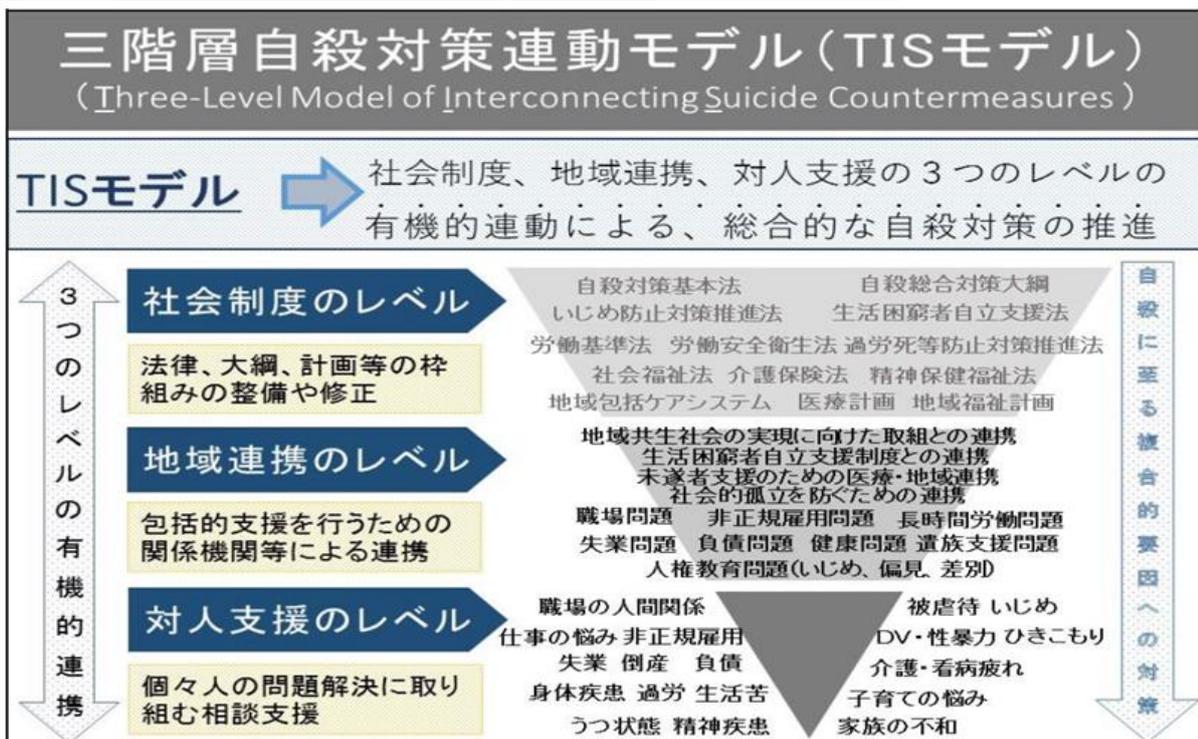
自殺に追い込まれそうになっている人が地域で安心して生活を送れるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

現在、自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、いじめ、パワハラ、性暴力被害、ひきこもり、健康問題、介護負担、性的マイノリティ等に対し、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の支援にあたる関係者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。特に、前述の地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルの分けることができます(図12)。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルでの取組を強力に、かつ総合的に推進していくことが重要です。

図12：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応（プリベンション）」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応（インターベンション）」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応（ポストベンション）」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応のさらに前段階での取組」として、今後は学校において児童生徒を対象に、いわゆる「※SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要です。

※「SOSの出し方に関する教育」の詳細につきましては、本章「3-3 5つの基本施策」のうち、「【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の項目をご参照ください。

(4) 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組と、自殺予防の啓発を合わせて推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は周囲の人には理解されにくいのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるように、積極的に普及活動を行う必要があります。しかしながら、地域においては精神科疾患や精神科医療に対する偏見や自殺に対するタブー視が強い現状があります。特に自殺者が多い中高年の男性は心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題が深刻化しがちといわれています。

自殺を考えている人の周囲にいる人が、自殺前に発するサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守ることができるよう、広報活動、教育活動等に取り組むことが重要です。

(5) 関係者の役割の明確化と、関係者の連携・協働によって市民を支える取組を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より地域づくり協議会や市民の一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

自殺対策を講じて「誰も自殺に追い込まれることのない南魚沼市」を目指すには、この地域社会で暮らす市民一人ひとりが、自殺が社会全体の問題であり「我が事」として認識し、主体的に取り組む、市民も含めた地域包括ケアシステムで支える取組を進めることが重要です。

コラム～用語解説～

●生きることの促進要因

生きることに希望をもてる様々な要因のことです。
自己肯定感（自分のあり方を肯定できる感情）、将来の夢、やりがい、心地よい人間関係、仕事、趣味、経済的な安定、地域や社会に対する信頼感などが含まれます。



●生きることの阻害要因

自殺に追い込む様々な要因のことです。心身の病気、社会からの孤立、失業、借金、いじめ、虐待、就職活動の失敗、過労、子育てや介護による疲れなどが含まれます。



4 - 2) 施策の体系

本市の自殺対策の取組と関連する生きる支援は、大きく以下3つの施策群から構成されます(図13)。これは、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」、そしてそれ以外の関連する事業をまとめた「生きる支援」の施策です。

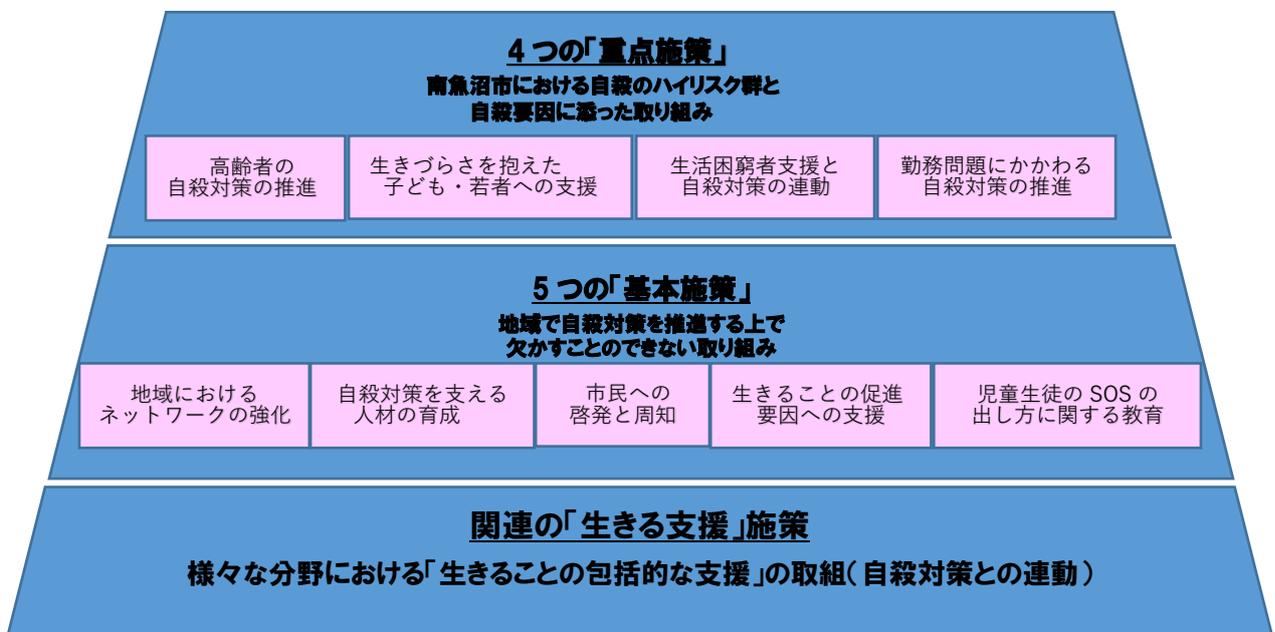
「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」等、地域で自殺対策を推進していく際の基盤となる取組です。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した幅広い内容となっています。

一方で「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク年齢層である高齢者と子ども・若者、自殺のリスク要因である生活困窮や勤務・経営の課題に焦点を絞り、取組をまとめています。行政の縦割りの壁を越えた様々な施策を提示しており、包括的な内容となっています。

最後に、関連する「生きる支援」の施策は、本市において既に行われている様々な事業を「生きることの包括的な支援」としての視点から捉え直し、自殺対策とも連携させて推進していけるよう、取組の内容別に分類し、まとめたものです。

なお、市の事業に加えて、「自殺・認知症対策会議」の構成員が所属する関係機関の取組も本計画に掲載しています。このように施策の体系を定め、かつ、市の事業だけでなく、様々な関係機関、地域の民間団体と連携することで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として地域全体で推進していきます。

図 13：南魚沼市における自殺対策と関連の「生きる支援」施策の体系



※関連の「生きる支援」施策は別添としています。

4-3) 5つの基本施策

5つの基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない取組です。本市においては以下の5つを基本施策とします。

【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成

【基本施策3】 市民への啓発の周知

【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

これらの各施策を連動させつつ、協力的かつ総合的に推進することで、本市の自殺対策の基盤を強化します。

- ：南魚沼市がすでに取り組んでいる事業（取組）
 - ：南魚沼市が今後、検討を進めること（事業、取組等）
 - ▽：新潟県等の関係行政機関、民間団体による事業（取組）
- ※本計画では自殺対策検討委員会の所属する団体等による取組を掲載しています。

【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進にあたって基盤となるのが、地域におけるネットワークです。ここでは自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含みます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

- いのち支える自殺対策庁内連携会議の開催：市長を中心に、市役所内の各分野の部署が連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、関係各課の係長以上を構成員とする「いのち支える自殺対策庁内連携会議」を開催し、計画の進捗状況等を検討します。（保健課）
- 自殺・認知症対策会議の開催：市役所内の関係部署が、市立病院群の精神科医や南魚沼地域振興局及び市内の各関係機関と緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かし自殺対策を総合的に推進するために、実務担当者を構成員とする「自殺・認知症対策会議」を開催します。（保健課）
- 健康づくり推進協議会の開催：市役所以外の関係機関や民間団体等との連携を図るとともに、庁内外の関係機関や専門家等を構成員とする「健康づくり推進協議会」を開催し、計画の諮問、進捗状況の確認、中間評価の検討等を行います。（保健課）
- 地域でこころのサポートを考える会の開催：自殺対策の重点地区3地区において地域づくり協議会と連携し、医師会、地区組織、主要な関係機関とともに地域での包括的

な自殺対策について検討を継続します。また今後、3地区合同による実施に向けて検討します。(保健課)

- 地域づくり協議会との取組との連携強化：地域コミュニティ活性化事業を活用した地域住民への講演会や講習会を自殺発生率の高い地域を優先して行い、「地域づくり協議会」の事業として自殺対策を推進します。(U&Iときめき課、保健課)
- 庁内外の連携関係の強化に向けた研修の実施：様々な分野における支援策を連動させ、各関係機関同士の連携を更に強化していくために、各分野の支援策や相談窓口の情報等について、相談担当職員がともに学ぶ研修会等を開催します。(保健課ほか)

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

- 子ども・若者支援地域協議会の開催：支援者同士で情報交換を行い、子どもや若者の抱える課題等の共有や、よりよい支援の在り方について協議しながら、困難な事例においても効果的・円滑に支援していきます。(子ども・若者育成支援センター)
- 市民病院小児発達外来の協働：知的発達の遅れや発達障害のある児童生徒にとって居心地の良い養育環境をつくるための支援として、協働した外来運営を行います。(市民病院、学校教育課、保健課)
- 南魚沼地域自立支援協議会の開催：南魚沼地域に居住する障がいのある人が安心して暮らせるよう、湯沢町・県とともに取り組んでいます。障がい者の生きづらさを少なくするよう、合理的配慮の推進、人材育成、啓発活動について関係機関と連携して取り組みます。(福祉課、保健課)
- 生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携強化：生活困窮者に対する各種事業との連動を図り、関係機関が連携して自殺リスクの高い生活困窮者を支援できるよう、情報共有のためのツールの導入等を通じて、生きる上での困難感や課題を抱える市民に対し、関係機関が連携して支援を提供するための体制を整えます。(福祉課ほか)

【目標値】

評価項目	現状値 (平成 30 年度)	平成 37 年度 (2025 年度) までの目標値
自殺対策庁内連携会議	2 回/年	2 回/年
自殺・認知症対策会議	6 回/年	6 回/年

南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」での意見

(平成 23 年度～平成 30 年度) (抜粋)

【行政にしてほしいこと】

- ★自殺について、地域住民や他の地域と話し合う会の開催
 - ・自殺について考え話し合う会をいろいろなところで開いてほしい。
 - ・他の地区とも自殺対策を考える機会をつくってほしい。

南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」での意見

(平成 23 年度～平成 30 年度) (抜粋)

【地域でできそうなこと】

- ★地域で声をかけあう
 - ・声をかけあう。
 - ・近所で会ったときに、立ち話でもいいから挨拶と一言声をかける。
- ★地域の身近な人と交流し、関係づくりをする
 - ・近所付き合いをする。
 - ・地域の人と挨拶できる関係をつくる。
- ★お茶会や食事会をする
 - ・気楽なお茶会などをする。
 - ・友達とお茶のみをする。
- ★地域の人が集まりやすい行事を考えて催す
 - ・行事や祭りを大事にし、気楽に集まれる場所をつくる。
 - ・共同作業のようなつながりをつくる。
- ★地域の様々な人が、それぞれにとって集まりやすく、ストレスにならない内容の会をつくる
 - ・地域の人が気軽に集まって交流できる会をつくる。
 - ・地域の活動に出やすいように、同世代だけの会をつくる。
 - ・男性も女性も参加しやすい内容の会をつくる。
 - ・男性だけで集まるサロンを開く。
 - ・将棋や囲碁、麻雀など人と深く関わらないですむ会をつくる。
- ★行事や集まりに来ない人に声をかけたり、お互いに声を掛け合ったりして、地域に出てくるきっかけをつくる
 - ・高齢者同士で声をかけあって、集まりに出る。
 - ・地域の行事や集まりに誘い、地域に出てくるきっかけをつくる。
- ★集まりが負担にならないような声掛けをする
- ★地域の人や地域のことに関心を持つ
 - ・地域の人に関心を持つ。
- ★地域の人を気にかけて、話に耳を傾ける
 - ・地域の人にもっと目配りする。
- ★人が集まる会や居場所は、地域から離れたものもつくる
- ★地域のつながりの強さは適度にする
- ★地域で支え合う仕組みや孤立しないための仕組みをつくる
 - ・孤立しない環境や助け合える仕組みをつくる。
 - ・地域の人の変化について区長や班長が情報共有できる仕組みをつくる。
- ★地域の人の変化に気づいたら、声をかけたり相談相手になったりする
- ★地域で気になる人がいたら家族や民生委員、行政に知らせる
- ★相談されたり、元気のない人がいたりしたら、受診を勧める
- ★うつや自殺、メンタルヘルスについて学ぶ機会を増やし、偏見を減らす
- ★地域づくり協議会や学校、行政と具体策を話し合う

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能するものです。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。本市では自殺対策の推進にあたり、様々な専門家や関係者だけでなく、各課が把握するボランティア組織、市民に対しても研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

(1) 様々な職種・ボランティアを対象とした研修の実施

- 支援者向けの「相談対応スタッフ研修会」：市役所関係課、介護保険事業所、障がい支援の事業所、生活保護受給者や生活困窮者の支援者、市消費生活センター等に対して、支援対象者が直面しがちな様々な自殺のリスクについて学ぶための研修を行います。（介護保険課、保健課）
- 民生委員・児童委員への研修会：日常的に地域住民に対する見守り活動等に尽力している民生委員・児童委員に対して、研修会やゲートキーパー養成講座を行います。（福祉課、介護保険課、保健課）
- 市職員（委託先職員含む）向け「ゲートキーパー養成講座」：自殺リスクを抱えた市民を早期に発見し、支援につなぐ役割を担う人材を育成するために、スキルアップ研修や、新規採用職員研修、職員接遇研修等の市職員を対象とした各種研修の機会を活用し、自殺対策に関する研修を行います。（総務課ほか）
- 専門職向けゲートキーパー養成講座：保健、医療、介護、福祉、教育、経済、労働等、様々な分野において相談支援等を行う専門職に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。（保健課ほか）
- 健康づくり等に関係する外郭団体、ボランティア団体への「ゲートキーパー養成講座」：食生活改善推進員、筋力づくりサポーター、介護交流会運営者、高齢者サロンボランティア、青少年育成南魚沼市民会議、スポーツ推進委員、保護司会等、あらゆる団体へのゲートキーパー養成講座を行います。（保健課ほか）
- ▽ 対人援助職のためのメンタルヘルス出前講座：対人援助職向けにセルフケア等を中心にした講座を実施します。（県：南魚沼地域振興局）

コラム～用語解説～

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気付き、自殺予防につながる行動（悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人のことで、命の「門番」という意味です。

●青少年育成南魚沼市民会議

次代の地域を担う子どもを市民全体で育成するため、市民会議を設置、青少年の健全育成活動を推進するための会議です。

(2) 市民に対する研修

- 市民向けの簡易ゲートキーパー養成講座：ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働等の様々な分野において問題を抱え、自殺を考えてる人の存在に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。

本市では、自殺の現状が分かり地域で声を掛け合える人材を増やすために自殺対策のあらゆる事業と併せて簡易の講義を行い、幅広く自殺対策に理解のある人材を育成することで、市民に対する見守り体制の強化を図ります。(保健課)

- ▽ 市内事業者向けの研修 (メンタルヘルス出前講座)：市内の事業所等に出向き、自身の健康保持、自殺予防の基礎知識等に関する講話を行うことで、職場にいる心身不調者に早期に気づき、対応ができる人材の育成を進めます。(県：南魚沼地域振興局)

【目標値】

評価項目	現状値 (平成 30 年度)	平成 37 年度 (2025 年度) までの目標値 (累積)	「参加してよかった」 「自殺対策の理解が深 まった」と答える人の 割合 (アンケート)
市職員向けゲート キーパー養成講座 (自殺対策研修含む)	未実施	市職員全員が受講	80%以上
専門職・市民等向け ゲートキーパー 養成講座	未実施	150 人以上の 市民が受講	70%以上

南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」での意見

(平成 23 年度～平成 30 年度) (抜粋)

【行政にしてほしいこと】

- ★自殺の現状や、心の健康、発達障がいに関する理解の向上のための周知
 - ・地域に根強いメンタルヘルスへのマイナスイメージの改善に取り組んでほしい。
 - ・自殺率が高い地域であることを市民が知れるようにしてほしい。

【基本施策3】市民に対する自殺問題の啓発と支援情報の周知

地域のネットワークを強化し相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、それらの制度は活用されません。そこで相談機関等に関する情報を、様々な接点を活かして市民に提供するとともに、市民の自殺対策に対する理解が深まるよう、講演会等を開催します。さらに3月の県自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間には、市報や地域の広報媒体、FMゆきぐに、図書館等施設と連携し、地域全体への問題の啓発や相談窓口の情報の周知を図っていきます。

(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

- 相談窓口の情報を掲載したリーフレットの配布：納税や保険料の支払い、介護や子育て、葬祭費等の各種手続きや、相談のために窓口を訪れた市民のほか、交通災害共済の募集や消費生活問題に関する啓発、成人式や食育フェア等の様々なイベントの開催時に、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレット（以下「リーフレット」）を配布します。65歳時の介護保険被保険者証、75歳時の後期高齢者医療被保険者証交付時に心身面の健康等に関する高齢者の特徴や相談先を記載したリーフレットを配布します。これらによって、市民に対する情報周知を図ります。（県：南魚沼地域振興局、保健課ほか）
- 自殺対策月間キャンペーンの実施：3月の県自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、広報やFMゆきぐにでの特集、講演会の開催、リーフレット、ポスター等の掲示を行います。（学校教育課、保健課、図書館、南魚沼市社会福祉協議会等、県：南魚沼地域振興局）
- 様々な施設を利用した啓発の推進：3月の県自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、図書館において特設コーナーを設置し関連資料等の展示やリーフレットの配架を行うほか、各公民館においても自殺対策に関するポスターやパネルの展示を行います。また、高齢者向け休憩スペースにおけるリーフレットの配架等を行います。これらを通じて、自殺問題の啓発と相談窓口の情報の周知を進めます。（社会教育課、介護保険課、保健課ほか）
- 地域のネットワークを活用した情報提供の実施：南魚沼郡市医師会や南魚沼市社会福祉協議会、南魚沼地域包括ケア連絡協議会構成員、公益社団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社職員へリーフレットを配布することで、地域における相談窓口の情報の周知を図ります。さらに、各所に相談に訪れる市民に対し必要に応じてリーフレットを配布することで、市民への情報周知を進めます。（介護保険課・保健課ほか）
- 公共交通機関における情報の周知：市民バス・路線バス等の車内に自殺対策に関するポスターを掲示するとともに、リーフレットを配架します。（都市計画課・保健課）
- ▽ 県を挙げた啓発活動の実施：県全体で自殺対策に取り組むというメッセージを県民に対して発信するため、関係機関と連携し、3月の県自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間のほか、各自治体や商工会等の公益団体等が開催する健康関連イベント等において、啓発資料の展示や配布等を通じて啓発・広報活動を推進します。（県：南魚沼地域振興局）

(2) 市民向け講演会やイベント等の開催

- 自殺対策月間イベントにおける啓発：3月の県自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、講演会やシンポジウム等を開催し、自殺問題に対する啓発及び市民の理解の促進を図ります。(保健課)
- こころの健康づくりに関する講演会：かかりつけ医による「ストレスと上手につきあうセルフケア～地域のかかりつけ医ができること～」の講演会を健康推進員研修会公開講座として開催し、広く啓発を行います。(保健課)
- うつ・自殺予防講演会：うつや自殺の予防に関して、専門医による講演会を開催します。(保健課)
- アルコール問題講演会：専門医による「お酒と健康を考える」講演会を健康推進員研修公開講座として開催し、広く啓発を行います。(保健課)
- いのちとこころの法話会：市内のお寺様による心が軽くなるような法話会を、市民に向けて地域で行います。(保健課)
- 成人式における啓発：成人式での市長による祝辞において、新成人に対して命の大切さに関するメッセージや困ったらSOSを出せる大人、周囲のSOSに気付き支えることのできる大人になってもらいたいというメッセージを発信します。さらに、成人式会場にて若者向けのパンフレット、相談先のリーフレットを配布します。(総務課、秘書広報課、保健課)
- 教育支援などに関する講演会・研修会：市民や学校関係者を対象に、問題の未然防止や早期解決につながるスキルを高め、生徒のSOSに早めに気づくような教育支援に関する講演会や研修会を開催します(子ども・若者育成支援センター、県：南魚沼地域振興局)
- 市民ふれあい講座を通じた普及啓発：災害時のメンタルヘルスを含めた防災座談会、生きづらさを抱える障がい者や認知症患者への合理的配慮、叱らない子育てや心通う人間関係づくり、うつの理解と対応・心のサポートを考える等、市民ふれあい講座を活用し、地域での啓発を実施します。(秘書広報課、保健課、関連各課)
- 人権関連イベントにおける問題の啓発：各種人権関連イベントにおいて、自殺と関連し得る虐待やいじめ、差別等のテーマを扱う際や、人権問題に関する市職員向け研修会の際に、自殺問題についても言及することで、自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。(市民課：現在は検討中)
- 各種講演会と連携した問題の啓発：消費生活に関する講演会や男女共同参画に関する講演会、介護予防講演会等の各種講演会や、いじめ防止フォーラム等の中で、自殺の問題を取り上げることにより、市民に対する自殺問題の周知を進めます。(企画政策課、市民課、介護保険課、学校教育課、社会教育課)
- 各種イベント等における啓発：ハイリスク年代層の高齢者へ高齢者運動会や高齢者大学等を通じてリーフレットの配布等を、また働き盛りの男性には献血事業や企業の衛生週間の講演会等での啓発、相談窓口の情報の周知を進めます。(生涯スポーツ課、社会教育課、保健課)

(3) 各種メディア媒体を活用した啓発活動

- 広報誌の活用：市報みなみ魚沼において、3月の県自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて自殺対策関連の特集記事や相談会の開催情報等の掲載、また、飲酒の機会が増え始める11月にはアルコールと健康等に関する記事を掲載することにより、市民に対し自殺対策の推進に向けた市の取組を周知します。(秘書広報課、保健課)
- コミュニティFM放送局の活用：FM ゆきぐにと連携し、3月の県自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、関連事業やお寺様による「心の時間」を放送します。さらに、11月には自殺との関連が深いアルコール問題に関することや生活困窮者支援事業所の紹介等を含めて放送を行います。(保健課)
- 様々な施設を利用した啓発活動の推進(再掲)：3月の県自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、図書館において特設コーナーを設置し関連資料の展示やリーフレットの配架、自殺対策に関するパネルの展示を行うほか、自殺リスクが高いと思われる市民が利用する施設等を活用した周知を進めます。(社会教育課、保健課ほか)
- インターネットを通じた情報発信：自殺対策に関する正しい情報や知識を市民の間で普及させるため、本市のウェブサイトやフェイスブック等を活用し、問題の啓発と情報の発信に努めます。(秘書広報課、保健課)
- ▽ 普及啓発キャンペーンの開催：3月の県自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせてキャンペーンを開催し、自殺問題や自殺対策の周知と啓発を進めます。(県：南魚沼地域振興局)

(4) 地域や家庭と連携した情報の発信

- 区長会・地域づくり協議会事務長会議を通じた情報発信：区長会や地域づくり協議会事務長会議の場において、地域の自殺の実態に関する情報を提供するとともに、自殺対策について説明を行うことで、市民が自殺に追い込まれることのない地域をつくっていく上での基盤強化を図ります。(総務課、U&Iときめき課、保健課)
- 児童生徒の自殺予防に対する理解の促進：児童生徒における希死念慮の把握に努め、子どもが自殺のリスクに直面した際には早期の対応を図れるよう、保護者を対象に、いじめを含む児童生徒が抱える自殺につながる課題や自殺の可能性を示すサイン等に関して学べる機会を提供します。(学校教育課、子ども・若者育成支援センター)

【目標値】

評価項目	現状値 (平成30年度)	平成37年度(2025年度) までの目標値
地域づくり協議会のイベントとして自殺対策を取り上げる	7/12 協議会	すべての協議会
市民向け講演会や健康教育等の開催	9回/年 (うつ・自殺予防講演会、法話会、お酒と健康を考える講演会、市民ふれあい講座等)	15回/年

南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」での意見

(平成 23 年度～平成 30 年度) (抜粋)

【行政にしてほしいこと】

★相談窓口の周知

- ・気軽に相談ができるように、わかりやすく相談窓口を周知してほしい。

★相談しやすい環境や雰囲気づくり

- ・忙しそうで頼めないから、余裕をもってほしい。
- ・相談しやすくなるように工夫をしてほしい。

★地域で身近に専門家に相談できる相談会の開催

- ・地域で専門家に相談できる身近な場や機会をつくってほしい。

★自殺の現状や、心の健康、発達障がいに関する理解の向上のための周知 (再掲)

【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

本市における自殺対策の基本方針でも述べたように、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺に追い込まれる危険性が高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やすための取組を併せて行うことで、自殺リスクを低下させる必要があります。これを踏まえて、本市では「生きることの促進要因」の強化につながり得る様々な取組を進めます。

（1） 自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援（居場所活動を含む。）

- 専門医による心の健康相談会、こころとくらしの総合相談会の実施：眠れない、気分が落ち込む、閉じこもりがち、認知症ではないかとの不安等、心の健康に関する問題を抱える人やその家族の相談に応じ、心の健康の保持増進や適正な関係機関へのつなぎ等を行います。（保健課、南魚沼市社会福祉協議会、ハローワーク南魚沼等、県：地域振興局）
- 居場所の提供：市民が自宅以外でも安心して過ごせる居場所を提供します。さらに、居場所の利用者同士が交流する中で、自己理解や社会性を高めることによって、安心した生活につながります。（子ども・若者育成支援センター、福祉課、介護保険課、社会教育課、保健課）
- 高齢者の生きがいづくり活動への支援：各地域で教養講座や趣味の教室を開設・運営します。さらに、こうした機会を活用し、高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットを配布します。（社会教育課）
- 高齢者に対する生活機能の向上に向けた支援：各種介護予防事業を通じて、高齢者の生活機能の向上を図ります。それらの活動を通じて高齢者とのつながりを構築しておくことにより、高齢者の異変に早期に気づき、必要な場合には支援へとつなげるための体制強化を図ります。（介護保険課）
- 介護認定を受けた人と介護者の支援：要介護認定申請受付や認定調査時に、本人の様子や家族の介護の状況、精神的な負担感について把握し、支援します。（介護保険課）
- 子育て支援センターの運営：乳幼児とその保護者が相互に交流できる場として、子育て支援センターを開設・運営します。センターにおける子育てについての相談や、子育てに関する情報提供や助言等を通じて、地域の子育て支援機能の充実を図ることにより、子育てに伴う保護者の不安感を緩和するとともに、子どもの健やかな成長を支援します。（子育て支援課）
- 災害被災者に対する支援：様々な災害の発生に伴い市民が避難生活を余儀なくされた場合に心身面のケアを行い、こころの健康の保持増進に努めます。また、心身の不調のある人を早期に地域の支援へとつなげるとともに、避難住民が孤立することを防ぐため、コミュニティの形成と活性化の体制を整備します。（総務課、保健課、社会福祉協議会）
- ▽ 小児慢性特定疾病、指定難病患者の支援：難病患者の医療費を助成するとともに、生

きづらさを軽減できるような支援を行います。(県：南魚沼地域振興局)

- ▽ 「新潟県こころの相談ダイヤル」による電話相談の実施：精神的不調や不安を抱える本人または家族等を対象に、県内共通ダイヤル（ナビダイヤル）による電話相談を24時間体制で実施します。(県：南魚沼地域振興局)

(2) 自殺未遂者への支援

- 救急救命士の養成：救急救命士研修及びメディカルコントロール体制の推進事業の中で、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ります。さらに、精神科を含む各種領域に関する知識や技能を習得するとともに、自殺未遂者や既遂者の遺族に対する対応力の向上を図ります。(消防本部)
- 自殺予防に関する研修会の開催：自傷行為の理解や未遂後の対応等、支援者として理解を高め、県と共同し子ども・若者地域支援協議会にて自殺予防につながる研修を開催します。(子ども・若者育成支援センター、県：南魚沼地域振興局)
- 自殺未遂及びその家族への相談支援：自殺未遂者等の自殺のハイリスク者及びその家族等からの相談を受け付け、相談者のおかれている状況や抱えている問題を把握し、必要な支援の提供、もしくは相談窓口の紹介等を行います。(保健課、医療機関、県：南魚沼地域振興局、中越地域いのちとこころの支援センター)
- 支援関係者との連携体制の強化：自殺未遂者に関する支援や対応方法を隊員が学び、未遂者と支援者とをつなぐことのできる体制づくりのための協議・検討を進めます。(消防本部・総務課・保健課)
- ▽ 支援情報を掲載したパンフレットの配布：自殺の未遂事案が発生した際に、支援に関する情報等を掲載したパンフレットを本人や家族に配布することで、支援に関する情報の周知を進めます。(消防本部、県：中越地域いのちとこころの支援センター)
- ▽ 自殺未遂者等ハイリスク者に対する支援体制の強化：自殺未遂者等の、自殺のリスクが高い人への対応力を向上させ、支援の強化を図るための検討会を開催するとともに、救急病院との必要な情報共有が可能な体制づくりを進めます。(医療機関、県：南魚沼地域振興局、中越地域いのちとこころの支援センター)
- ▽ 自殺の企図、行方不明者への対応力の向上：自殺企図行動の見られる行方不明者への対応力の向上を図るとともに、地域での連携の強化に向けて、警察官に対しゲートキーパー養成講座の受講推奨を行います。また行方不明者の発見時には、当人にリーフレットを配布することで、支援や相談窓口情報等の周知を進めます。(県：南魚沼警察署、県：南魚沼地域振興局)

(3) 遺された人への支援

- 支援情報を掲載したパンフレットの配布（再掲）：自殺の未遂案件が発生した際に、支援に関する情報等を掲載したパンフレットを家族に配布することで、支援に関する情報の周知を進めます。(消防本部、医療機関、県：中越地域いのちとこころの支援センター)

- 各種支援情報の提供：各種相談先の情報や相談会の開催情報等、自殺対策の関連情報を本市のウェブサイトや市報みなみうおぬまに掲載することで、自死遺族への情報周知に努めます。(秘書広報課、保健課)
- 死亡届時の情報提供資料への遺族支援情報の追加：死亡届時に配布する資料に遺族支援関連情報を追加掲載して周知を推進します。(市民課)

(4) 支援者へのサポート

- 高齢者の介護者への支援の提供：介護者同士が交流し、介護者が日頃抱えている課題の解決方法や様々な情報を交換できる機会を提供します。その際に、精神的な不安等を抱える介護者を把握し、必要な場合は早期に個別支援を行います。(介護保険課)
- 障がい者とその家族への支援の提供：障がい者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、情報交換を図るとともに地域で支え合う関係が築けるよう障がい者団体の活動を支援します。また、障がい者の居場所の構築や社会参加ができる環境整備を行います。(福祉課)
- 市職員への支援：市民からの相談に応じる市職員の心身面の健康の保持増進を図るため、健康相談の機会の提供や、健診結果に基づく各種指導、ストレスチェック表の結果の活用を行います。(総務課)
- 高齢者、障がい者、生活困窮者の相談に当たる市職員への専門家による支援体制の強化：福祉課や介護保険課における支援対象者のうち、法律問題を抱えるケースへの対応に際し、地域の法律家から専門的な支援や助言等を受け、支援対象者の抱える課題の早期解決と支援にあたる市職員の負担軽減を図ります。(福祉課、介護保険課、保健課)
- 教職員への支援：スクールカウンセラーや臨床心理士の派遣を通じた児童生徒の支援体制の強化や、教職員の業務負担の軽減を行います。また、労働安全衛生法に基づき、教職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。(学校教育課)
- 相談対応に当たる市職員への支援体制の強化：自殺念慮を抱えた市民の相談対応に当たる職員や、相談対応の中で市民の自殺に直面し、精神的な負担を負うことが想定される職員への支援や心のケアの充実に向けた取組を検討します。(総務課、保健課、介護保険課、医療関係者)
- ▽ 市町村や関係機関・団体による相談対応等への支援：県下の各自治体や関係機関・団体が、県民に対してより適切な支援を提供できるよう、管内市町・関係機関・団体等に対し、専門的立場から必要な支援を行うことで、相談支援体制の強化・充実を図ります。(県：南魚沼地域振興局)

【目標値】

評価指標	現状値 (平成 30 年度)	平成 37 年度 (2025 年度) までの目標値
市内未遂者支援のネット ワークを検討する場の設置	未設置	設置
支援従事者を支援する 研修の実施	4 回	6 回

南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」での意見**(平成 23 年度～平成 30 年度) (抜粋)****【行政にしてほしいこと】**

- ★市民が楽しめる行事や、市民の役に立つ行事・教室の開催
 - ・住民が楽しめる行事などをしてほしい。
 - ・高齢者の役に立つ催しをしてほしい。
- ★悩みをもつ子どもが集まりやすく、活動できる場の設置
 - ・悩みのある子を含めたいろいろな子どもが気軽に集まれる場を地域につくってほしい。
 - ・引きこもりや学校に行きづらい子どもが集まったり活動したりできる場所をつくってほしい。
- ★相談者への適切な支援の実施
- ★遺族へのケアの継続的な実施
 - ・自殺者の家族へのケアを継続して行ってほしい。
- ★地域で身近に専門家に相談できる相談会の開催 (再掲)

【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調等、自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機です。自殺の発生を防ぐには、それらの問題への対処法や支援に関する情報を早い時期から身に付けておくことが重要です。こうしたことから、本市では児童生徒に対してSOSの出し方に関する教育を推進する等、保護者や地域の関係者と連携しつつ、問題を抱える前段階から対策を講じることで、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備

- モデル授業の実施：文部科学省による教職員向けの教材や教職員の資質向上に向けた研修等、国の動向も踏まえつつ、授業を試行的に実施します。さらに、その結果を分析することで、市内全域で授業を展開していくための基盤を整備するとともに、カリキュラムの検討・策定を進めます。(学校教育課、保健課ほか)
- 授業を実施できる講師の養成：児童生徒と継続的に支援に携わることができる教育支援担当教育相談員や、保健師、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、社会福祉士、精神保健福祉士等が、「SOSの出し方に関する教育」の授業を実施できるように研修会を開催し、児童生徒が、安心して悩みを打ち明けられる環境を整えます。(学校教育課、保健課、子ども・若者育成支援センター、県：南魚沼地域振興局)

(2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

- 児童生徒や若者の支援に携わる支援者間の情報共有：課題を抱えた子ども・若者に支援を行う「子ども・若者地域支援協議会」を組織する関係機関間で、児童生徒や若者の自殺の現状やその要因となる課題と、自殺リスクの関連性、SOSの出し方に関する教育等の情報を共有することで、支援者の理解を高めながら支援体制の強化を図ります。(子ども・若者育成支援センター、保健課)
- 学校長に対する研修の実施：市内の学校長を対象に、各校がハイリスク児童生徒を把握し、適切な対応ができるようにするための研修を実施します。また、児童生徒や若者の全国的な自殺実態及び彼らの抱え込みがちな自殺のリスク、SOSの出し方に関する教育等の情報を提供し、SOSの出し方に関する教育の重要性の理解の促進を図り、市内高等学校長との情報交換の行いつつ、市内における授業の推進に向けた基盤を整備します。(学校教育課)
- 教職員に対する研修の実施：教職員向けに開催する研修会において、市内の児童生徒の自殺実態や全国的な若者の自殺実態及び彼らの抱え込みがちな自殺のリスク、SOSの出し方に関する教育等の情報を提供することで、教職員の理解の促進を図ります。(学校教育課)

(3) 児童生徒からのSOSに対応する受け皿の整備

- 心の教室相談員による相談支援：市内の中学校4校に心の教室相談員を引き続き派遣し、学校で相談・支援を継続します。必要により臨床心理士や社会福祉士との連携を行い支援します。(子ども・若者育成支援センター)

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談支援：不登校やいじめ等の課題及びハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を進めるために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣を促進します。(学校教育課)
- 関係機関との支援検討会議を通じた児童生徒の支援体制の強化：児童相談所をはじめとする市内外の各種機関とのケース会議を通じて、連携を強化し支援体制を確立します。(学校教育課、保健課、子ども・若者育成支援センター、子育て支援課)
- 児童生徒や若者の健全育成に向けた各種事業の実施：青少年育成南魚沼市民会議の開催等の各種活動、南魚沼地域振興局で行っている薬物乱用防止教室等を通じて、児童生徒や若者の健全育成に努めます。(社会教育課、県：南魚沼地域振興局)
- 児童生徒や若者に対する支援情報の提供：いじめやネット上のトラブル、薬物依存、児童虐待等、自殺のリスクにつながりかねない各種目に対する注意喚起のためのパンフレットと、地域における相談先の情報を掲載したリーフレットを合わせて配布することで、相談窓口の情報の周知を図ります。(学校教育課)
- 子どもと若者の支援機関従事者研修会の開催：子どもや若者が生活上の困難やストレスに直面した時に適切に対処できる力を身に付けられるよう、児童生徒の支援者となる小・中学校の教員や地域の支援者が、思春期から青年期の心身の発達や心の健康保持に関する専門知識を得るための講座を開催するとともに、地域資源に関する情報提供を行います。(子ども・若者育成支援センター、県：南魚沼地域振興局)

【目標値】

評価指標	現状値 (平成 29 年度)	平成 37 年度 (2025 年度) までの目標値
授業を担当できる講師数	0 人	全小中学校に 1 人以上 (24 人以上)
SOS の出し方教育実施校数	0 校	全小中学校が実施 (24 校)

南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」での意見

(平成 23 年度～平成 30 年度) (抜粋)

【行政にしてほしいこと】

- ★SOS を出せる教育の推進
- ・SOS を出せる教育を学校ですてほしい。

4-4) 4つの重点施策

本市では平成24年から平成28年までの5年間に、自殺によって92人（男性60人、女性32人）がなくなっており、そのうち47人（男性24人、女性23人）が60歳以上の高齢者となっています。また、20～39歳の有職者の男性の自殺が高齢者に次いで多い状況にあります。自殺者数の内訳を原因・動機別に見ると、健康問題（26%）、家庭問題（11%）、経済・生活問題及び勤務問題（約12%）となっています。自殺総合対策支援センターの作成した「南魚沼市自殺実態プロファイル」においても、「高齢者」や「生活困窮者」への自殺対策とともに、「子ども・若者」や「勤務・経営」を理由とした自殺への取組を、重点的に進めることが推奨されています。

これらの点から、本市では「高齢者」「子ども・若者」「生活困窮者」「勤務・経営」にかかわる自殺を予防するための対策を今後の重点施策と定め、以下の4つを重点施策として取組を進めていきます。

【重点施策1】 高齢者の自殺対策の推進

【重点施策2】 生きづらさを抱えた子ども・若者への支援の推進

【重点施策3】 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上

【重点施策4】 勤務問題にかかわる自殺への対策の推進

ア、イ、ウ…：南魚沼市の事業（取組）※一部検討中の内容も含む

▽：新潟県等の関係行政機関、民間団体の事業（取組）

※本計画では自殺対策検討委員の所属する団体等による取組を掲載しています。

【重点施策1】 高齢者の自殺対策の推進

高齢者の現状と課題

本市における過去5年間（平成24年～平成28年）の自殺者数92人のうち、60歳以上の高齢者が半数以上を占めています。また、男性の自殺死亡率においても、全国の平均値は60歳代が33.0、70歳代が34.6、80歳以上が42.4であるのに対し、本市はそれぞれ56.0、54.6、108.8と、いずれの年代も全国の平均値をかなり上回っています。一方で女性の自殺死亡率は、全国の平均値が60歳代は14.4、70歳代は17.4、80歳以上は17.7であるのに対し、本市はそれぞれ9.1、24.0、80.4であり、60歳代は全国の平均値より低いものの、70歳代から急激に高くなっています。さらには、その多くが同居家族がいる家庭であることが特徴的です。

高齢者は身体疾患の発症や悪化に伴って、介護や生活困窮等の問題を抱え込むケースが多く見られます。また、家族との死別や離別をきっかけに独居となり地域で孤立が懸念される場合は、民生委員等の見守りも入りやすいです。しかし、同居家族がいる場合では問題の把握が遅れ、その間に自殺のリスクが高まる恐れがあります。さらに、引きこもりの長期化等により親と子どもが高齢化し、支援につながらないまま孤立し、様々な問題が深刻化する、いわゆる「8050（はちまるごうまる）問題」等、家族や地域を巻き込んだ問題も近年多く聞かれるようになってきました。

た。そうした家庭では、高齢者もその家族もともに疲弊し、最悪の場合は心中等の発生も懸念されます。

高齢者の自殺を防止するには、高齢者本人のみならず、家族やその家庭への支援者に対する支援も含めて、対策に取り組んでいく必要があります。具体的には、高齢者や支援者に対する支援等の情報の周知や、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援につなぐこと等が挙げられます。また、高齢者とその家族が日常的に他者とのかかわる機会をもてるような地域づくりを進めることで、社会的孤立を防ぐことも重要です。

高齢者の自殺予防に向けた重点施策

前述した課題を踏まえて、本市では次の5つの取組を高齢者に対する重点施策として展開します。

- (1) 本市における高齢者の自殺実態について把握及び分析、関係者への周知
- (2) 高齢者とその家庭への支援者に対して、各種支援に関する情報の周知
- (3) 支援者の「気づき」の力の向上
- (4) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進
- (5) 支援者へのサポートの強化

(1) 本市における高齢者の自殺実態について把握及び分析、関係者への周知

高齢者の自殺に対して有効な対策を行うために、本市における高齢者の自殺実態を把握し、分析を行います。さらに、把握及び分析した結果を関係者に周知し自殺予防の啓発に活用します。

- ア 年齢別の自殺者数等のデータ分析と事例検討シートを活用した要因分析を重ね、高齢者の自殺の傾向分析を重ね、関係者への周知、予防の啓発を行います。(保健課)
- ▽ 事例検討シートの全県分析と比較検討を行います。(県：南魚沼地域振興局)

コラム～用語解説～

●8050（はちまるごうまる）問題

「80」代の親が、支援の必要な「50」代の子どもの生活を支える家庭に生じる、様々な問題のことです。



(2) 高齢者とその支援者に対して、支援に関する情報の周知

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な公団・支援機関に関する情報周知を図るため、相談窓口の情報等の掲載された啓発リーフレット等を、以下の事業を通じて配布します。

- ア 介護保険証交付時及び後期高齢者医療被保険者証交付時にリーフレットを同封して、高齢者に対する支援に関する情報の周知を図ります。(市民課・介護保険課)
- イ 高齢者に対する総合相談事業において、社会福祉士、保健師、介護支援専門員等の職員が、高齢者やその家族、地域住民から生活上の様々な相談に対応する中で、必要と思われる高齢者やその家族に支援に関する情報を提供します。(介護保険課)
- ウ 心の健康訪問、自殺対策についての集団指導の際に支援に関する情報等を周知します。(介護保険課、保健課)
- エ 高齢者が利用する公民館活動の場で、支援に関する情報に関するパンフレットや啓発用シールを貼った景品の配布等により周知を図ります。(社会教育課)
- ▽ 南魚沼郡市医師会員の診療所や市内医療機関での掲示物による周知を行います。(医療機関)
- ▽ 独居高齢者や高齢者世帯への訪問活動を通じて、困りごとを抱える市民を早期に発見し、適時必要な相談、支援機関につなげます。(南魚沼市民生委員児童委員協議会、南魚沼市社会福祉協議会)

(3) 支援者の「気づき」の力の向上

日々の関わりを通じて高齢者の自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援につなぐことができるよう、支援者に対する研修の実施や受講の推奨を行います。

①既存の研修枠やイベント等の機会の活用

- ア 地域包括ケアシステムの構築のための様々なイベントを活用し、市民自身が地域の実状、課題を知ることによって地域の中での支援体制を整え、さらには市民同士の支え合いや助け合い、地域の見守り体制の充実を図ります。加えて支援者の会議において医療・介護・予防・生活支援の連携を促進し、自殺リスクの高い人の把握を進めます。(介護保険課)
- イ 介護認定調査員が自殺対策の視点を身に付けられるよう、研修会の場において地域の高齢者の自殺実態や、高齢者が抱え込みがちな自殺のリスク等について啓発します。**【再掲】**介護保険課)
- ウ 自殺のリスクが高い認知症患者や家族を早期に発見し、適切な支援へとつなげられるよう、認知症患者とその家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座において、地域の高齢者の自殺実態や高齢者が抱え込みがちな自殺のリスク等に関する内容を追加し、ゲートキーパーとしての役割を担えるよう、認知症の理解とともに、心身面の健康や自殺対策について理解の促進を図ります。(介護保険課)

② ゲートキーパー養成講座の受講の推奨

- ア 介護支援専門員やヘルパー等の介護事業従事者に対し、市の行うゲートキーパー養成講

座の受講を推奨することにより、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を進めます。

（【再掲】介護保険課）

イ 市の介護予防事業である「筋力づくり教室」を運営する筋力づくりサポーターにゲートキーパー養成講座の受講を推奨することで、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を進めます。（保健課）

▽ 自殺リスクを抱えた高齢者を早期に発見し、支援へとつなげられるよう、事例検討を通じて高齢者の自殺の実態の分析を行い、県内や本市の特徴等と併せて共有します。（県：南魚沼地域振興局）

（４）高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進

各種イベントやセミナーの開催、高齢者が自由に集える場の提供等、地域につながりをもてる機会を増やすことで、高齢者が自らの生きがいと役割を見出せる地域づくりを進めます。

① 高齢者向け「居場所活動」の推進

住み慣れた地域において、他者とのつながりを感じながら心穏やかに過ごせる場を提供することで、心身面における健康の保持増進を図ります。

ア まちづくり活動の一環として、地域づくり協議会活動の中で高齢者を含む地域のあらゆる市民が自由に集まり交流できる場所や交流の機会を設けることで、自殺のリスクを抱えた地域住民の早期発見と対応を進めます。（U&Iときめき課）

イ 各種介護予防事業を通して、参加者同士の交流や高齢者の生活機能の向上に向けた各種活動を実施し、支援者やほかの高齢者と交流できる機会を高齢者に提供することで、地域で元気に日常生活を送れるよう支援します。（介護保険課）

▽ 地域ボランティアが主体となり、集落等でサロン活動を行い、安心して暮らせる地域社会の構築を目指します。（南魚沼市社会福祉協議会）

② 各種講座や教室等を通じた社会参加の促進

各種講座や教室等への参加を促し、また、そこでの受講生同士の交流を通じて、高齢者の生きがいや社会の中での役割の創出につなげます。

ア 高齢者を対象に、様々な学習機会を提供する「高齢者の学習活動促進事業」を開講することで、高齢者の健康増進や地域での仲間づくり、生きがいの獲得や社会参加を進めます。（社会教育課）

イ 65歳以上で介護保険を利用していない支援の必要な高齢者を対象に、実態把握訪問等を行い、様々な活動の機会を提供することで、高齢者が家に閉じこもることなく、生き生きと暮らせる地域社会の創出を目指します。（介護保険課）

（５）支援者へのサポートの強化

家族の介護疲れによる共倒れや、介護従事者による虐待等の発生を防ぐためにも、高齢者本人だけでなく家族や介護従事者といった支援者へのサポートを併せて推進します。

ア 認知症の当事者とその家族や支援者等、認知症に関心のある市民が気軽に集まり交流で

きる場（認知症カフェ）の運営支援をすることで、認知症の当事者及びその支援者の悩みの解消を図ります。（介護保険課）

イ 家族を対象とした介護者交流会の活動支援を行い、自由な交流を通じて様々な情報を交換することで、精神的に不安定な人を把握し、介護者が一人で問題や悩みを抱え込み、虐待や燃え尽き症候群等に至る事態を防げるように支援します。（介護保険課）

ウ 心身の虚弱傾向や認知症初期での早期受診、介護等に関する相談等、市民の様々な悩みに地域包括支援センターの職員が対応することで、高齢者をサポートする家族やケアマネージャー等支援者の不安感や負担の軽減を図ります。（介護保険課）

エ 心身の虚弱な高齢者や支援を必要とする高齢者が、安心して自立した生活を地域で送れるように、除雪や外出支援、日々の安否確認等の各種生活支援サービスを提供します。（福祉課、介護保険課、南魚沼市社会福祉協議会）

南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」での意見

（平成 23 年度～平成 30 年度）（抜粋）

【行政にしてほしいこと】

- ★行政による家庭訪問や地域での見守り
 - ・住民の気持ちを直接聞いてほしい。
 - ・地域の気になる人に訪問や声掛けをしてほしい。
- ★市民が楽しめる行事や、市民の役に立つ行事・教室の開催（再掲）
- ★相談窓口の周知（再掲）

コラム～用語解説～

●認知症カフェ

認知症の人とその家族が、地域住民や介護・医療・福祉の専門家と身近な場所に集い、交流できる場のこと。

●燃え尽き症候群

仕事や作業に没頭し熱心に取り組んでいた人が、心身の極度の疲労により燃え尽きたように意欲を失い、社会に適応できなくなる状態のことです。

うつ病の一種とも考えられています。朝起きられない・職場に行きたくない・アルコールの量が増える・イライラが募る等の症状がみられ、仕事が手につかなくなったり、対人関係を避けたりするようになります。最悪の場合には、自殺や過労死に至ることもあります。バーンアウトシンドロームともいいます。



【重点施策2】生きづらさを抱えた子ども・若者への支援の推進

子ども・若者の現状と課題

平成20年から平成28年までの南魚沼地域振興局管内（管轄：南魚沼市、湯沢町）における年代別の死因を見ると、自殺は20歳代から40歳代までの上位に入っており、特に20歳代、30歳代においては、自殺が死因の第一位となっています。また、本市における過去5年間（平成24年～平成28年）の自殺者数92人のうち15人（16.3%）が30歳代までの若者となっています。

子ども・若者の自殺の背景にあるといわれる様々な問題（経済・生活問題や勤務問題、家庭内不和や心身面の不調など）は人生の中で誰もが直面する危機であり、そうした問題への対処方法や支援・相談先に関する情報を早い時期から身に付けてもらうことは、将来の自殺リスクの低減につながると考えられます。このため、【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育と連動しながら、若者への支援の充実が必要です。

子ども・若者の自殺対策に向けた重点施策

前述した課題を踏まえて、本市では次の4つの取組を子ども・若者に対する重点施策として展開します。

- (1) 子ども・若者向けの相談支援の推進
- (2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進【再掲】
- (3) 子ども・若者の健全育成に資する各種取組の推進
- (4) 児童生徒の養育にかかわる保護者等への支援体制の強化

(1) 子ども・若者向けの相談支援の推進

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、本人だけで抱え込むことなく、学校関係者や相談支援機関等に気軽に相談できるよう、相談支援体制を強化するとともに、相談窓口の情報の周知を強化します。

① 相談機関紹介のリーフレットの配布・配架

ア 子どもや若者と接する機会のある地域の関係者に相談機関紹介リーフレットの配布を行い、相談窓口の情報の周知に努めます。（学校教育課、子ども若者育成支援センター）

② 支援の連携体制の強化と支援情報発信の継続

ア 教育相談やスクールソーシャルワーカー活用事業により、児童生徒が抱える個々で様々な要因によって起こる不登校や問題行動、自傷行為、希死念慮等の課題に対して、関係機関や医療機関と連携・協働しながら効果的な相談支援を行います。また、学校以外で相談できる相談支援機関があり、相談先を選べることの周知を図ります。（学校教育課、子ども・若者育成支援センター、保健課）

イ ニートやひきこもり、不登校等で「社会参加ができない」「家庭内で課題を抱えている」子どもや若者が、家以外で安心して過ごせる場所を提供し、利用者同士や職員とかかわる

ことでコミュニケーション能力を高め社会的自立につながるよう支援します。(子ども・若者育成支援センター)

ウ 子ども・若者を支える家庭における課題(家族員の障がい、家庭内暴力(DV)、虐待、経済問題、生活面の課題等)や、子ども・若者を取り囲む様々な環境(インターネット社会、教職員の過労・ストレス等)を適切に調整するため、子ども・若者の支援者を支える体制を整備推進します。(学校教育課、福祉課、子育て支援課、保健課)

(2) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進【再掲】

【基本施策5】(2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を参照してください。

(3) 子ども・若者の健全育成に資する取組の推進

様々な悩みを抱える児童・生徒や若者が、必要な支援を受けられるよう、学習の機会を活用した支援や安心して過ごせる場所の構築・確保に向けた居場所活動等を推進します。また、児童・生徒や若者と日常的にかかわる関係者に対する研修等を、地域の関係者が連携して実施し、児童・生徒や若者の健全な育成を図る体制を推進します。

① 学習の機会を活用した自殺リスクの早期発見と支援

ア 就学相談を通じ、特別に支援を必要とする児童生徒の学びへの支援や生きづらさへの支援を関係機関と連携して行い、きめ細やかな相談支援体制を構築します。(学校教育課、南魚沼市立総合支援学校、保健課)

イ 学級満足度調査の結果を客観的指標として活用することにより、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時に適切な支援につなげます。(学校教育課)

ウ 就学援助と特別支援学級就学奨励補助、奨学金を利用する児童生徒及びその家庭は、就学に際して経済的困難を抱えていることが考えられます。家庭状況等の聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見を図り、必要な支援に関する情報等を提供します。(学校教育課)

▽ 生活困窮者自立支援事業における子どもの学習支援事業を通じ、当人や家庭の抱える問題を早期に発見し、必要な支援につなげます。(南魚沼市社会福祉協議会)

② 子ども・若者が安心して過ごせる地域づくり

ア 子育て支援センターの運営により、乳幼児のいる保護者が集まって交流し、情報交換や子育てにかかわる相談ができる場を設けることで、虐待や自殺リスクの軽減につなげます。さらに、危機的状況にある保護者を早期に把握し、適切な支援へつなげます。(子育て支援課、子育て支援センター)

イ 青少年育成南魚沼市民会議の活動により青少年の健全育成活動を推進します。(社会教育課)

ウ 心豊かな子育て教室事業により、核家族化する子育て世代の若者が集い交流できる場を設けると、育児負担感等の軽減につなげるとともに、危機的状況にある保護者を早期に発見し適切な支援につなげます。(社会教育課)

南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」での意見

(平成 23 年度～平成 30 年度) (抜粋)

【行政にしてほしいこと】

- ★悩みをもつ子どもが集まりやすく、活動できる場の設置 (再掲)
- ★相談窓口の周知 (再掲)
- ★SOS を出せる教育の推進 (再掲)

コラム～用語解説～

●SOS の出し方に関する教育

平成 28 年 4 月に施行された改正自殺対策基本法に基づき、学校における自殺予防教育の推進のために行います。

「子どもが、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動 (身近にいる信頼できる大人に SOS を出す) ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的としています。



【重点施策3】生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上

生活困窮者の現状と課題

前述の通り、本市における自殺者を原因・動機別に見た場合の内訳は、健康問題（26%）、経済・生活問題及び勤務問題（約12%）、家庭問題（11%）であり、金銭にかかわる問題は健康問題に次いで多い状況です。生活困窮者や生活保護受給者の自殺リスクは深刻といえます。生活困窮者による自殺を防ぐためには、生活扶助等の経済的な支援に加えて、就労支援や心身面の疾患に対する治療等、様々な分野の関係者が協働し取組を進めることで、生活困窮者を包括的に支援していく必要があります。

また、本市の事業所の約9割を占める小規模事業場は、全国的に労働条件の改善やメンタルヘルス対策に遅れがあると指摘されています。加えて、大企業と比較して中小企業の離職率は恒常的に高い傾向にあることから、関係機関との連携による働きかけが望まれます。

厚生労働省は平成28年7月、各自治体に向けて発出した「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の中で、自殺の防止に当たっては「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」であり、そのためには「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。このように、国を挙げて生活困窮者に対する支援と自殺対策との連動性を高めるための取組が進められていることから、本市においても両事業の更なる連動性の向上を図っていきます。

※引用：「第4回社会保障審議生活保護基準部会」参考資料（平成23年、厚生労働省）

生活困窮者の自殺予防に向けた施策の方向性と施策

上述した課題を踏まえて、本市では次の3つの取組を、生活困窮者向けの重点施策として展開します。

- (1) 生活困窮の状況にある人への「生きることの包括的な支援」の強化
- (2) 支援につながっていない人を、早期に把握し適切な支援へとつなぐための取組の推進
- (3) 多分野の支援機関との関係構築により、連携・協働して支援する基盤の整備

(1) 生活困窮の状況にある人への「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を強化するとともに、支援の担い手となる人材の育成を進め、生活苦等から自殺リスクが高まると考えられる市民に対する「生きることの包括的な支援」を強化します。

ア 公営住宅の入居者や入居申込者の中には、生活困窮や低収入等の困りごとを抱える人も少なくありません。入居申込申請の際や入居後の家賃滞納者等には、必要に応じて支援に関する情報の提供や相談機関への紹介を行います。（福祉課）

イ 自立相談や家計相談、就労支援、子どもに対する学習支援、住宅確保資金の給付等、各種自立支援事業の実施に加えて、他課との情報共有をすることで、当人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援の提供を推進します。（福祉課ほか）

ウ 全国的な調査において、ひとり親世帯の貧困率は 5 割を超えていることなどを踏まえ、医療費の助成や児童扶養手当の支給、就職に有利な資格の習得に向けた自立支援教育訓練給付金の支給等、ひとり親家庭に対する経済面での各種支援の提供を通じて生活の立て直しを図るほか、支給対象者へのリーフレット配布を通じて、相談窓口の情報の周知を進めます。また、支援対象家庭のうち自殺リスクが高いと思われる保護者や虐待が疑われる児童等については、関係者同士が緊密に連携し、早期支援へとつなげる体制づくりを進めます。(子育て支援課)

エ 経済的理由により、就学困難な児童生徒に対し、給食費・学用品等を補助し教育を保証します。また、費用の補助対象外の家庭でも学校給食費の滞納等で生活困窮が疑われる場合は、リーフレット等の配布や、生活困窮に対する相談につなげる支援を行います。(学校教育課)

▽ 求職者のうち、生活困窮にある人を必要な支援機関につなぎます。(国：南魚沼公共職業安定所)

(2) 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組の推進

生活苦に陥ってる人の中には、支援制度につながらず自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。そのため、本市では行政側から対象者への働きかけを積極的に行う等、支援につながるためのアウトリーチの体制を強化します。また、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

① 納税相談担当者や滞納金の徴収担当職員に対するゲートキーパー養成講座の実施

ア 税金等の滞納者を臨戸訪問し徴収を行う職員や、窓口で納付相談に応じる職員を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施することで、自殺のリスクを抱えた滞納者を早期に発見し、支援へとつなげる体制を強化します。また、相談対応の際にリーフレットを配布することで、相談窓口の情報の周知を図ります。(税務課、保健課)

イ 国民年金保険料の免除申請等に関する相談に対応する職員を対象にゲートキーパー養成講座を実施することで、自殺のリスクを抱えた滞納者を早期に発見し、支援へとつなげる体制を強化します。また、相談対応の際にリーフレットを配布することで、相談窓口の情報の周知を図ります。(市民課)

ウ 上下水道料金及び下水道受益負担金等の徴収を行う職員を対象にゲートキーパー養成講座を実施することで、自殺のリスクを抱えた滞納者を早期に発見し、支援へとつなげる体制を強化します。また、相談対応の際にリーフレットを配布することで、滞納者への相談窓口の情報の周知を図ります。(水道課、下水道課)

② 複数の問題を抱える人を早期に支援へとつなぐための取組の実施

ア 自殺のリスクが高い人は、心身面の不調や失業、家庭内の不和、多重債務等の深刻な問題を複数抱えていることも少なくありません。そうした方々を早期に発見し、包括的に支援

するため、様々な問題の相談に一か所で応じることのできる総合相談会を開催します。(保健課、介護保険課、県：南魚沼地域振興局、南魚沼公共職業安定所、民間：新潟県弁護士会、くらしのサポートセンターみなみ)

- イ 消費生活上のトラブルを抱えた市民に対し、県弁護士会の協力のもと消費生活センターでの無料法律相談を行う等、専門家への相談の機会等の必要な支援を提供します。また、消費生活センター相談員にゲートキーパー養成講座を実施し、相談者を必要とする支援につなげられるよう取り組みます。(商工観光課)
- ▽ 精神科を受診しておらず、精神的な不調や不安を抱える本人または家族や、相談支援に当たる職員からの相談に、精神科専門医が対応することで、地域住民の精神的健康の保持増進を図るとともに、精神疾患の早期発見と適切な治療の提供及び精神障がい者の社会参加の促進を図ります。(県：南魚沼地域振興局)

③ 問題が深刻化する前に支援へとつなげるための取組の実施

対象者との様々な接点の構築・活用を通じて、問題が深刻化する前に支援へとつなげるための方策を展開します。

- ア 市民と日頃から顔を合わせ、地域の状況を熟知している民生委員児童委員を対象とした研修に、自殺対策の内容を追加することにより、自殺のリスクを抱えた地域住民の早期発見と対応の推進を図ります。(福祉課、介護保険課)
- イ 地域の食生活を改善し、生活習慣病等の予防につなげる「食生活改善推進員(ヘルスマイト)」の養成講座や継続研修に、自殺のサイン等への気づきや支援機関へのつなぐ方法等に関する内容を追加することで、生活状況が悪化する前段階から支援につなげられる体制づくりを進めます。(保健課)
- ウ 特定健診や各種がん検診の会場で、健康面に限らず、悩み事や困り事がある市民に対して適切な相談機関を紹介し、必要時に家庭訪問や面談等により見守り活動を行います。(保健課、介護保険課、福祉課ほか)
- ▽ 様々な相談支援を行う南魚沼市社会福祉協議会の職員のゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、自殺のサイン等に気づく力を高めることにより、問題を抱えた市民の早期発見及び支援の提供を進めます。(【再掲】南魚沼市社会福祉協議会)

(3) 他分野の関係構築が連携・協働する基盤の整備

多分野の関係機関が連携し「生きることの包括的な支援」を推進するための基盤整備を進めるとともに、取組の推進に向けたツールの導入を目指します。

① 関係機関同士のスムーズな情報共有と連携の促進に向けたツールの導入

ア 自立相談や家計相談、就労支援、子どもに対する学習支援、住宅確保金の給付等の各種自立支援事業の実施や生活保護世帯への支援に当たり、他課との情報共有をすることで本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援の提供を推進します。(【再掲】福祉課ほか)

南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」での意見

(平成 23 年度～平成 30 年度) (抜粋)

【行政にしてほしいこと】

★相談窓口の周知 (再掲)

コラム～用語解説～

●アウトリーチ

手を差しのべることを意味する言葉です。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人たちに対して、公共機関等が地域や現場に出かけ、積極的に働きかけて支援の実現を目指すことをいいます。

●食生活改善推進員

「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくり活動を行う全国組織のボランティア団体です。南魚沼市には 117 人 (平成 30 年度現在) の食生活改善推進員がいます。

【重点施策4】勤務・経営問題にかかわる自殺への対策の推進

勤務・経営問題にかかわる自殺の現状と課題

本市において自殺者数の内訳を原因・動機別に見ると、勤務問題（4%）は4番目に高い多い状況にあります。また、本市における自殺リスクが高い集団に20歳代から50歳代までの男性の有職者が含まれています。有職者の自殺の背景に勤務問題があるとは言い切れませんが、職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境変化等、勤務上の問題をきっかけとして退職や失業、心身面の不調等が重なった結果、生活困窮や多重債務等の問題が付随的に発生し、最終的に自殺のリスクが高まることは少なくないと考えられます。

さらに、前述の通り、市内の事業所の9割以上は従業員19人以下の小規模事業所となっています。全国的に小規模事業所は従業員のメンタルヘルス対策が必ずしも十分でない指摘されています。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先や支援につながるができるよう、相談体制の強化や相談窓口の情報の周知を図るとともに、自殺のリスクを生まないような労働環境を整備することが必要です。

平成29年7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」でも、勤務問題による自殺への対策の推進が「当面の重点施策」として追加される等、勤務問題にかかわる自殺を予防するための対策は重要視されており、国を挙げて取り組まれています。そのため、本市においても積極的に対策を進めていきます。

勤務・経営問題にかかわる自殺の予防に向けた施策の方向性と施策

前述した課題を踏まえて、本市では以下の3つの取組を展開します。

- (1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化
- (2) 勤務問題の現状に関する啓発や相談先の周知の促進
- (3) 健康経営に資する取組の推進

(1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

過労やパワハラ、職場の人間関係上のトラブル等、勤務問題に関係する様々な自殺リスクの低減に向けて、労働者や経営者を対象とした事業を展開します。

- ア 自殺のリスクが高い人は、心身面の不調や失業、家庭内の不和、多重債務等の深刻な問題を複数抱えていることも少なくありません。ハイリスクな人を早期に発見するために、小規模事業所におけるインターネットでのメンタルヘルスチェック等の活用を推進します。また、労働基準監督署や新潟県の労働相談所、産業保健総合支援センター、地域産業保健センターとの連携の強化や相談窓口の紹介を行います。(保健課)
- イ アで発見されたハイリスクな人を包括的に支援するため、様々な問題の相談に一か所で応じることのできる総合相談会を開催します。(保健課、県：南魚沼地域振興局、中越地域いのちのちこころの支援センター、南魚沼公共職業安定所、民間：新潟県弁護士会)
- ウ 若年無就業者を対象とした就労支援を行うことで、経済的な自立や社会性が高まること

が期待できます。さらに、必要な場合は精神面への支援につなげます。また、保護者のつどいを開催し、自殺のリスクを抱えた若年者とその保護者を早期に把握し支援へとつなげます。(子ども・若者育成支援センター、くらしのサポートセンターみなみ)

- ▽ 市内の事業所に赴き、心身面の健康保持、自殺予防の基礎知識等に関する講話を行うことで、職場内の心身不調者に早期に気づき、対応ができる人材の育成を進めます。(【再掲】県：南魚沼地域振興局)
- ▽ 事業者に対して、商工会指導員や専門相談員が巡回訪問、面接、電話等により、金融、政務、経営、法律等の相談に応じるとともに、事業者向けの講習会を開催します。(民間：南魚沼市内の商工会)

(2) 勤務問題の現状に関する啓発や相談先の周知の促進

市内の事業所の多くが小規模であること、また、そうした小規模事業所では一般的にメンタルヘルス対策が必ずしも十分でないこと等の実情を踏まえて、南魚沼市内の商工会をはじめとした外部機関と連携して市内の事業所に対する勤務・経営問題の現状に関する啓発を行うとともに、相談窓口の情報の周知を進めます。

- ア 南魚沼公共職業安定所が主催する会議等で参加する企業経営者にリーフレット等を配布することにより、各企業の従業員に対して相談窓口の情報の周知を図ります。(保健課ほか)
- ▽ 市内の事業所における事業者や衛生管理者、人事労務管理担当者を対象に、労働関係機関の協力を得て、職場のメンタルヘルス対策、こころの病気や自殺予防の基礎知識に関する事業所向けの研修会を開催します。研修会を通じて心身面の健康保持や自殺予防に関する基礎知識を学ぶことで、自身や周囲の人の健康を保持増進するための行動ができ、相談支援機関につなぐ等の適切な対応ができる職場風土を醸成します。(県：南魚沼地域振興局)
- ▽ 事業所に配布している「商工会ホームページ」等を通じて、3月の自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、労働者のメンタルヘルス保持に関する啓発や相談窓口の情報の周知等を行います。(民間：南魚沼市内の商工会)

(3) 健康経営に資する取組の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進やストレスチェックの実施等、メンタルヘルスの向上に向けた各種取組の実施を通じて、労働者一人ひとりが心身ともに健康で、やりがいをもって働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、勤務問題による自殺のリスクを生み出さないための労働環境を整えていきます。

- ア 職場や地域における男女共同参画のセミナーの開催を軸に、ワーク・ライフ・バランスをテーマにした研修会の企画や、LGBT等の方も含めたすべての人が自分らしく生きることの支援につながる事業を展開します。(企画政策課)
- イ メンタルヘルス向上への取組として、働き盛りのこころの健康管理について、地域・職域連携推進協議会等において精神的に追い込まれる前段階での啓発を推進します。(保健課、県：南魚沼地域振興局)

コラム～用語解説～

●健康経営

「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」という考えのもと、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」での意見

(平成 23 年度～平成 30 年度) (抜粋)

【行政にしてほしいこと】

- ★若者が生活しやすい地域づくり。
 - ・若者が帰ってこられる地域にしてほしい。
 - ・若者が働ける場をつくってほしい。
- ★相談窓口の周知 (再掲)

南魚沼市保健課自殺対策事業「地域でこころのサポートを考える会」での意見

(平成 23 年度～平成 30 年度) (抜粋)

【職場でできそうなこと、職場でしてほしいこと】

- ★職場の人にできそうなこと
 - ・職場の人の普段との様子の違いや体調の変化に気づけるようにする。
 - ・職場の人の変化に気づいたら声をかけたり上司が面談したりする。
- ★働くうえで、自分のためにできそうなこと
 - ・プライベートや休むことを大切にする。
- ★職場環境を改善するためにできそうなこと
 - ・専門家に相談したり、職員同士で相談したりできる場をつくる。
 - ・職場内でコミュニケーションをとる。
 - ・相談しやすい関係づくりをする。
 - ・休みやすい体制をつくる。
 - ・自殺の現状やメンタルヘルスについて学ぶ機会をつくる。
 - ・自殺の原因 (職場環境等) を取り除く。
 - ・メンタルヘルスの担当を決める。

4-5) 関連の「生きる支援」施策

本市が行う全事業のうち、146事業について、「◎：『生きる支援』そのものとなる事業」、「○：『生きる支援』に関連する事業」及び「△：『生きる支援』に関連し得る事業」として分類しました。

自殺対策とは、「生きることの包括的な支援」とであるという視点から、庁内各課等で行われている事業を活かし、自殺対策との連携を図ります。

表7：関連の「生きる支援」施策一覧

◎：「生きる支援」そのものとなる事業 ○：「生きる支援」に関連する事業 △：「生きる支援」に関連し得る事業					
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
1	秘書広報課	行政からの情報提供 (広報等による情報発信)	・市ウェブサイト／フェイスブックによる情報発信 ・定例記者会見での新聞各社への情報提供 ・広報誌等の編集・発行	○	・自殺対策の啓発として、各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。 ・具体的な取組等がある場合は記者会見の項目に盛り込み、マスメディアを通じた情報提供により、施策理解の促進を図ることができる。
2	企画政策課	南魚沼市総合計画	・総合計画の見直し時期に自殺予防対策計画を反映させる。	○	・平成32年に第2次総合計画の中間見直しを予定している。自殺対策計画の基本理念や具体的施策について、担当課と協議により位置づけの深化を図る。
3	企画政策課	男女共同参画セミナー	・職場や地域における男女共同参画のセミナーを開催する。	○	・性別による固定的な役割分担や差別は、日常生活に重圧を与え、自殺のリスクにつながる可能性がある。社会制度や慣行について見直し、環境を整備することで意識改革が進み、自殺のリスクにつながる要因が減少する。 ・さまざまな研修や各種講座、セミナー等に自殺対策の内容を盛り込むことで、そうした自殺のリスクに関する啓発の機会とすることができる。
4	U&I ときめき課	地域活動振興事務	・地域コミュニティ活性化事業を活用した地域住民への講演や講習会	○	・自殺発生率の高い地域を優先し、地域づくり協議会の事業として自殺対策に取り組む。単地域、または地域連携によって取り組むものとし、地域として何ができるのか考えるきっかけづくりを行う。
5	総務課	職員研修	・庁内研修、市町村総合事務組合研修等の開催	○	・庁内研修において自殺対策に関する研修を行うことで、全庁的に自殺対策を推進するための基盤づくりができる。
6	総務課	職員安全衛生管理	・職員健康診断、健康管理、職員のメンタルヘルス、ストレスチェック、カウンセリング、衛生委員会の実施より職員の健康や職場環境を管理する。	○	・住民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、「支援者への支援」となる可能性がある。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業
					○：「生きる支援」に関連する事業
					△：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
7	総務課	地域防災計画	・こころのケア対策計画（震災・風水害・原子力対策編）、児童生徒に対するこころのケア対策計画（震災・風水害・原子力対策編）等で位置付けて対策を検討している。	○	・避難所等における被災住民の長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応してこころの健康の保持・増進に努める。 ・必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県に要請する。
8	大和市民センター	市民センター業務	・総合窓口、地域自治活動の支援及び推進、大和地域の行政区・市民相談、庁舎の管理及び運営	△	・総合窓口として来庁者や電話相談など様々なケースに対応しており、加えて市民センターにおいて各部署の事業を実施する部分もあることから、相手方の変化に気づき、然るべき支援に繋げることが可能
9	塩沢市民センター	市民センター業務	・総合窓口、地域自治活動の支援及び推進、塩沢地域の行政区・市民相談、庁舎の管理及び運営。	△	・総合窓口として来庁者や電話相談など様々なケースに対応しており、加えて市民センターにおいて各部署の事業を実施する部分もあることから、相手方の変化に気づき、然るべき支援に繋げることが可能
10	市民課	総合案内	・案内看板等を見ながら、担当部・内容を見ている人を支援する。	△	・どこに相談したら良いか迷っている人が、どの窓口にいけば良いか案内する。
11	市民課	国保税、後期高齢者保険料の賦課、収納、減免	・保険料を賦課し、徴収及び収納管理を行う。	○	・納付相談、電話催告で滞納者及び家族の生活実態を把握する事により、専門機関（消費者センター、福祉課、社会福祉協議会等）による支援への接点になり得る。 ・生活困窮者に対しての保険料の減免、緩和制度の活用が自殺リスクの軽減につながる。
12	市民課	国民年金受付相談	・国民年金の届出書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等。	△	・障がい年金の裁定請求時に生活実態を把握する事により、専門機関（消費者センター、福祉課、社会福祉協議会等）による支援への接点になり得る。
13	市民課	同和・人権啓発事務	・人権意識を高めるための啓発を行う。	△	・講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。
14	市民課	無料法律相談委託	・消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供するため、毎月無料法律相談を実施。 ・10月の相談会は市民課が主管課。弁護士だけでなく、司法書士や行政書士など、法に関係する専門職が対応する。	○	・弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題が深刻である場合や、複合的な場合など、自殺リスクの高い人が多いと思われる。 ・相談者に対して相談一覧等を配布することにより、抱える問題についてさまざまな相談窓口につながる可能性がある。
15	市民課	死亡届の事務	・死亡届の受理と関連する手続きの案内。	○	・自死遺族に限らず、死亡届の提出に来庁する人に対して、心の健康等に関する相談窓口を周知することで、悲しみや悩みを抱える人を専門機関につなげられる可能性がある。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業
					○：「生きる支援」に関連する事業
					△：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
16	税務課	市税の賦課、収納、減免	・市税を賦課し、徴収及び収納管理を行う。	△	・納税相談、訪問徴収で滞納者及び家族の生活実態を把握することにより、専門機関(消費者センター、福祉課、社会福祉協議会等)による支援への接点になり得る。 ・生活困窮者に対しての市税の減免、緩和制度の活用が自殺リスクの軽減につながり得る。
17	環境交通課	高齢者運転免許自主返納支援事業	・65歳以上の高齢者が運転免許を自主返納の場合、一定額のバス回数券を配布。	△	・免許証返納後の交通手段の確保を行うことにより、生活上の不便さの低減を図ることが可能。
18	環境交通課	交通災害共済の見舞金	・交通災害共済の見舞金請求に関する対応。	○	・交通災害に遭った人は、身体面、精神面、経済面ともに負担が生じていると考えられる。申請者に対して相談窓口を案内するなど、直接的なアプローチが可能である。
19	環境交通課	交通遺児基金の申請対応	・県の「(公財)新潟県交通遺児基金事務局」が担当している。主な業務は「見舞い一時金の給付」「入学・卒業祝金の給付」「図書カードの贈呈」「交通遺児家庭激励事業」「機関誌きぼう発行」。	○	・交通遺児は、精神面にも経済面にも負担が生じ、自殺等のリスクが高まると考えられる。申請者に対して相談窓口を案内するなど、直接的なアプローチが可能である。
20	廃棄物対策課	し尿汲み取り手数料滞納整理	・し尿汲み取り手数料の滞納者に対して、年3～4回直接訪問して納入を促す。	△	・し尿汲み取り世帯の中でも、特に滞納者は生活困窮者が多いと思われる。滞納整理を行う職員に自殺対策等に関する研修を受講させることにより、生活難に陥っている家庭に対して、訪問時に状況を見て、必要に応じて他部署につなぐなどの対応がとれる可能性がある。
21	廃棄物対策課	家庭ごみの分別・収集運搬	・行政区のごみステーションに排出された家庭ごみを、業者に委託して収集運搬を行う。	△	・自分でごみ出しができない人は、買い物ほか日常生活全般に支援が必要な方と考えられる。身体が不自由などで個人的に家庭ごみの収集を希望する問い合わせがあった場合、他部署につなぐなどの対応が取れる可能性がある。
22	福祉課	災害見舞金	・火災等の被災者に対して見舞金を支給する。	○	・火災により住居を喪失する等した災害の被災者は、大きな精神的ダメージを負っていると考えられ、見舞金の支給時に被災者への直接アプローチが可能である。
23	福祉課	行旅死亡人取扱法・墓地埋葬法に伴う葬祭事務	・葬祭執行者が不在の場合、葬祭を執行する	○	・孤独死等により葬祭を執行する際に、喪主にはならなかった遺族や友人等が、精神的ダメージを負っている恐れがある。 ・遺体発見から葬祭後の事務処理過程の中で、遺族や友人等にアプローチできる可能性がある。

◎：「生きる支援」そのものとなる事業 ○：「生きる支援」に関連する事業 △：「生きる支援」に関連し得る事業					
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
24	福祉課	生活保護施行に関する事務	・就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	◎	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。 資産調査を通じて、借金や税金等の未納や滞納が明らかになることが多い。自殺ハイリスク者へのアプローチする窓口、接点となり得る。
25	福祉課	生活保護各種扶助事務	・生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	◎	<ul style="list-style-type: none"> ケースワーカー等による訪問活動、定期的な面談、受診同行等を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺ハイリスク者へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。
26	福祉課	ホームレス調査（警察署等からの連絡による支援）	・年に1度、管内の主要公共施設を巡回し、路上（車中）生活者がいないか調査を行う。（逮捕勾留後等、帰来先がない場合の生活支援）	◎	<ul style="list-style-type: none"> 路上（車中）生活者は自殺リスクの高い方や、自殺の問題要因の1つである、健康課題、精神疾患や各種障害を抱えている確率が高い。路上（車中）生活者を発見した場合は、緊急的な居場所の確保を行い、必要に応じて生活保護等必要な制度を適用して支援を行う。 ホームレス調査、警察等からの連絡はそうした者への支援策として機能し得る。
27	福祉課	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	・住居確保給付金	◎	<ul style="list-style-type: none"> 住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。 住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺ハイリスク者へのアプローチする窓口、接点となり得る。
28	福祉課	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	・自立相談支援事業（市社協委託）	◎	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。そのため、関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会の実施、共通の相談票の導入等の取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。
29	福祉課	生活困窮者自立支援事業（家計相談支援事業）	・家計相談支援事業（市社協委託）	◎	<ul style="list-style-type: none"> 家計相談を通じて、借金や税金等の未納や滞納が明らかになることが多い。自殺ハイリスク者へのアプローチする窓口、接点となり得る。
30	福祉課	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）	・子どもの学習支援事業（市社協委託）	○	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する学習支援を通じて、本人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業 ○：「生きる支援」に関連する事業 △：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
31	福祉課	公営住宅管理事務 (入居相談・申込受付)	・公営住宅の新規入居相談および申込受付の窓口事務	○	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅への入居希望者には、高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の生活弱者が多く、経済的な困窮や低収入、家庭内の不和、頼れる人が身近にいないなど、多様な困難や問題を抱えていることが少なくない。 ・自殺リスクを潜在的に有する可能性が高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得ることから、気づき役やつなぎ役として、専門的な支援につなげる機会、接点となり得る。
32	福祉課	公営住宅管理事務 (現入居者対応)	・公営住宅現入居者に関わる、生活状況の把握（収入申告等）、生活相談、トラブル対応等の事務	○	<ul style="list-style-type: none"> ・現に公営住宅に入居している者についても同様に、多様な困難や問題を抱えていることが少なくない。唐突に家賃等の納入が滞ったり、トラブルが顕在化したり、家庭内に引きこもっている様子もある。 ・相談や支援に繋がっていないものもあれば、受け入れを拒否する場合もある。日常の管理事務を通じて福祉保健の専門部署との連携を深めることが、自殺リスクの高い者へのアプローチとなり得る。
33	福祉課	公営住宅管理事務 (家賃滞納等対応)	・公営住宅の現入居者対応のうち、家賃滞納者や家賃減免希望者への対応等の事務	○	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃滞納者との納入相談や、家賃減免の申請・面談を通じて、借金や税金等の未納や滞納が明らかになることが多い。気づき役やつなぎ役として、自殺ハイリスク者へのアプローチする窓口、接点となり得る。
34	福祉課	民生・児童委員事務	・民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 ・地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。 ・民生児童委員の研修会でゲートキーパー研修を企画段階で提案してもらえれば可能。民生児童委員は3年に1度変わるため、繰り返し行えるとよい。
35	福祉課	地域福祉計画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の基本理念である「地域ぐるみでつくる安全・安心のまち 市民の手で支えあう福祉のまち」の実現に向けて、計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働する。 ①市民参加で支える地域福祉 ②利用者主体の福祉サービスの充実 ③安心・快適な生活環境づくり 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安定した生活がおくれるよう関係機関との連携や総合的な支援体制の整備を進める上での支援となり得る。 ・地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。 ・相談支援機能の充実を図ることにより、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業
					○：「生きる支援」に関連する事業
					△：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
36	福祉課	老人クラブ補助金 (単位老人クラブへの活動助成)	・老人クラブ(市内の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成を行う。	○	・講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となりうる。 ・クラブへの参加で仲間づくりを行うことで自殺対策となり得る。
37	福祉課	養護老人ホームへの入所	・65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを行う。	○	・老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。
38	福祉課	自立支援協議会の開催	・相談支援事業の運営、困難事例への対応のあり方、障がい者等の支援体制に係る地域課題への対応や障がい者計画及び障がい福祉計画の進捗管理及び見直しに関する事などを協議する。	○	・障がい者にかかわる地域の関係機関での情報共有、課題解決の場となり、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤ともなり得る。
39	福祉課	心身障がい者助成事業	・タクシー利用料金助成 ・施設入所者交通費助成 ・施設通所者交通費助成 ・人工透析者通院費助成 ・精神障がい者医療費助成 ・社会参加促進費助成 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	○	・経済的な負担の軽減を図るとともに、障がい者の自立と社会参加の促進、社会とのつながりを維持することにより、孤立を解消し、早期発見と対応への接点になり得る。
40	福祉課	心身障がい者医療費等助成事業(県障)	・重度心身障がい者にかかる医療費の自己負担額の一部、入院時食事(生活)療養費標準負担額(標準負担額減額認定証所持者)、訪問看護療養費の自己負担額の一部を助成する。	○	・経済的な負担の軽減を図るとともに、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。
41	福祉課	特別障がい者手当等給付事業	・精神又は身体に著しく重度の障がい有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に手当を支給する。	○	・手当の支給に際して、当事者や家族等と対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
42	福祉課	障がい者自立支援事業	・障がい福祉サービスの給付(介護給付、訓練等給付、相談支援給付)及び障がい児福祉サービス、自立支援医療の給付、補装具費の支給などを実施する。	○	・障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげるための最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ・介護の負担を軽減するという意味で、支援者(介護者)への支援としても位置付け得る。

◎：「生きる支援」そのものとなる事業 ○：「生きる支援」に関連する事業 △：「生きる支援」に関連し得る事業					
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
43	福祉課	障がい者地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施する。 ・相談支援事業 ・地域活動支援センター事業（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型） ・日常生活用具の給付、貸与 ・日中一時支援事業 ・生活サポート、移動支援、訪問入浴介護など ・成年後見制度利用支援事業 ・理解促進研修・啓発事業 ・意思疎通支援事業 ・手話奉仕員養成研修事業 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげるための最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与する。 ・介護の負担を軽減するという点から、支援者（介護者）への支援としても位置付けられる。
44	福祉課	障がい者虐待の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。
45	福祉課	障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政より委託した障がい者相談員による相談業務 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ・適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
46	福祉課	シルバー人材センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助・指導等のアドバイスを行う。役員が集まる会に課長が出席する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・会員が集まる機会は総会（年1回）くらいのため困難かも知れないが検討。 ・ハイリスク者に係る機会は多いので、チラシの配布は可能と思われる。
47	福祉課	保護司会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司の選任。年1～2回、会議に参加。（事務局は市社協） 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・総会は1回。チラシの配布は可能ではないか。 ・ゲートキーパー研修についても事務局と検討可能
48	福祉課	差別解消に関する相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別に関する相談。 ・バリアフリーなども含むため裾野が広い事業。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口になる職員にゲートキーパー研修受けてもらい、問題を抱えている場合に適切な窓口につないでもらう。 ・相談窓口一覧のチラシもあれば配布可能。
49	福祉課	福祉制度のしおり	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳取得時に渡す資料。活用できるサービス等が記載されている。内容の更新は随時行っている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口一覧も載っているので、悩みのある対象者に説明やつなぎを丁寧に行うよう努める。
50	介護保険課	介護保険料賦課、収納、減免	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握と支援を行う 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者は生活困窮者が多いと思われるので、滞納整理を行う職員に自殺対策に関する知識と対応策が周知されていれば、訪問時に状況から必要に応じて相談機関や他部署につなぐ等対応に努める。

<p>◎：「生きる支援」そのものとなる事業 ○：「生きる支援」に関連する事業 △：「生きる支援」に関連し得る事業</p>					
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
51	介護保険課	介護保険利用料の減免制度	・負担限度額制度、高額介護サービス費、高額医療・介護合算制度、社会福祉法人等の利用負担減免制度利用状況の把握と支援を行う。	○	・滞納者は生活困窮者が多いと思われるので、滞納整理を行う職員に自殺対策に関する知識と対応策が周知されていれば、訪問時に状況から必要に応じて相談機関や他部署につなぐ等対応に努める。
52	介護保険課	要介護認定	・要介護認定申請受付、認定調査時に本人、家族の介護の状況、精神的の負担感について把握し、支援する。	○	・窓口相談、訪問での相談、認定調査で住民の抱えている困りごとや悩みを聞く機会になるので、潜在的な精神的に不安定な人を把握する上で重要な機会となる。 ・必要な場合は早期に個別支援対応がとれる。窓口対応する職員（事務職員含む）に対するゲートキーパー研修への参加を検討する。
53	介護保険課	介護者交流会自主グループ活動支援	介護者交流会を開催する。	○	・介護者の困りごとや悩みを聞く機会になるので精神的に不安定な人を把握、必要な場合は早期に個別支援対応がとれる。自主グループの運営者を対象に、ゲートキーパー研修を実施可能。
54	介護保険課	社会資源情報誌の作成・配布	・社会資源情報誌を作成・配布する。	○	・社会資源情報誌を介護支援専門員、民生委員、情報を必要とする住民に配布することで相談機関等の周知ができ、ゲートキーパーとして助言や相談、適切な機関につなぐように努める。
55	介護保険課	心の健康、自殺対策についての集団指導。	・心の健康、自殺対策について依頼のあった団体（ふれあいサロン、老人クラブ等）へ集団指導を行い、普及啓発を図る。	○	・心の健康の重要性、自殺問題とその対応、相談機関などの話をする事で住民の理解促進を図るように努める。
56	介護保険課	相談スタッフ研修会（保健課と共同実施）	・相談スタッフ研修会（保健課と共同実施）を開催する。	○	・相談支援者を対象に自殺対策の講義、相談時の対応方法のスキルを、研修を通して体験することでゲートキーパーとして対応でき、自殺対策の拡充が図れる。
57	介護保険課	こころとくらしの総合相談（保健所・保健課と共同実施）	・こころと暮らしの総合相談（保健所・保健課と共同実施）を開催する。	◎	・複合的な課題を持つ人の相談対応を多機関で行う。必要な対策を協議し支援方針を立てて早期に多機関協働で個別支援対応がとれる。事例の積み重ねを行うことで支援者のスキル向上ができる。
58	介護保険課	民生児童委員への研修	・心の健康、自殺対策について民生委員への集団指導を行い、普及啓発を図る。	○	・民生委員を対象に心の健康の重要性、自殺問題とその対策、相談時の対応方法のスキルを、研修を通して体験することで支援の重要性の理解が進み、ゲートキーパーとしての役割を担えるようになり自殺対策の拡充が図れる。
59	介護保険課	事例検討、遺族訪問	・自死事例へ訪問等で原因、対応などの情報収集を行い支援方法等について振り返りと遺族支援を行う。	◎	・自殺既遂、未遂ケースで情報収集ができた事例の振り返りをする。自殺リスクの高い人への対処方法の検討を通し支援者のスキル向上ができる。遺族の心の支援を行うことで生きる事への支援につながる。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業
					○：「生きる支援」に関連する事業
					△：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
60	介護保険課	心の健康訪問	・介護予防のためのチェックリストのうち項目該当者に6か月間、専門の相談員による訪問を行う。	○	・落ち込みがある、不安が多く訴えが多い人などの中には自殺リスクが高い人もいるので、これからの生活への向き合い方、相談先、受診先の紹介等の関りを持つことで精神的安定が図れるなど生きることへの支援につながる。
61	介護保険課	認知症サポーター養成講座	・誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	○	・認知症高齢者を抱える家族の負担は大きい。介護や認知症ケアの理解者が増えると認知症の人と家族負担感が減少する。 ・認知症サポーターが認知症の理解と一緒に心の健康、自殺対策について理解が進むとゲートキーパーとしての役割を担えるようになる。
62	介護保険課	高齢者虐待対応相談	・高齢者虐待に対する相談対応を行う。	○	・虐待相談として被虐待者、養護者、家族等を支援していくなかでそれぞれが抱える問題を把握し必要な支援を行うことが精神的支援につながる。
63	介護保険課	地域包括ケアシステムの構築（医療・介護の連携、地域ケア会議等）	・高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援の各分野がお互いに連携しながら地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムを作っていく。	○	・住民自身が地域の実状、課題を知ることで地域の中での支援づくりの体制を整え、更には住民同士の支え合いや助け合いにつなげ地域の見守り体制が充実される。 ・委員同士で、医療・介護・予防・生活支援の連携が図れると自殺リスクの高い人の把握や対応が可能。
64	介護保険課	総合相談	・社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の職員が高齢者やその家族、地域住民からの生活上の様々な相談に対応する。	○	・種類は問わず、高齢者等の困りごと等について総合的に相談を受けることで、高齢者や家族の抱える様々な問題を把握する窓口となる。 ・高齢者の支援機能もあるのでネットワークを作りながら継続した包括的支援ができる。
65	介護保険課	介護支援ボランティア制度	・ボランティア活動の推進をする事業。（市社協委託） ・介護認定されていない高齢者が介護施設でボランティアをすると、ポイントが貯まり特典と交換できる。	△	・生きがい活動となるので、高齢者の生きることの促進因子として有効。
66	介護保険課	まめでいきいき倶楽部	・生きがいづくりや、閉じこもり予防に寄与する活動。	△	・高齢者の自主活動を促すもの。健康問題に関する悩みの軽減や予防が可能。
67	介護保険課	認知症カフェ	・各事業所が実施し、介護保険課が支援。	○	・認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与しうる。 ・運営者にゲートキーパーを受けてもらうことで、利用者の変化に気付き、相談窓口等につなげられる可能性がある。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業 ○：「生きる支援」に関連する事業 △：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
68	介護保険課	一般介護予防事業	・心の健康に関する集団指導をしている。	○	・高齢者の生活機能向上。 ・高齢者をつながりを作っておき、異変に気づき、つなげられる体制を強化する。
69	介護保険課	いきいきサロン	・地域の茶の間となり、高齢者同士の交流等の活動を行う。(市社協委託)	○	・高齢者の居場所づくりや交流促進、サロンでの活動による認知症予防や運動など健康問題の悩みの予防に寄与し得る。 ・地域での交流を深め、SOS を出せる場にもなり得る。
70	子育て支援課	子育て広場事業(ほのぼの広場)	・乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	○	・周囲に親類、知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が保護者(特に母)にかかり、ストレスが高まっていないか気づき、支援する。 ・保護者が集い交流できる場を設けることで、上記のリスクの軽減に寄与する。 ・危機的状況にある保護者を発見し、早期支援につなげる。
71	子育て支援課	通常保育事業	・公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施 ・朝夕のお迎え時の保護者見守り実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	○	・保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
72	子育て支援課	保育料等納入促進事業	・保育園長等による保育料納入勧奨指導 保育所長等により、催告状や口座振替不能の際の納入通知書を保護者へ手渡すとともに、滞納者への保育料の納入を呼びかける。(委託) ・納入しやすい環境整備 保育料の滞納縮減に努めるとともに、納入しやすい環境を整える。 ・滞納整理の強化 滞納者の財産調査を実施し、滞納処分の実施を強化する。	○	・保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱え、払いたくても払えない状態である。必要な支援を受けていない方が多いので適切な支援へ繋ぐ。 ・収納担当の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、上記の様な保護者に気づいた時には適切な機関へつなぐ等、収納担当職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるように努める。
73	子育て支援課	児童扶養手当支給事務	・児童扶養手当現況届	○	・家族との離別、死別を経験している方は、心の不調や自殺のリスクが高まる場合があるので、扶養手当現況届の面談を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として対応していく。
74	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費助成事務	・ひとり親家庭等医療費の助成	○	・ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいので、丁寧に支援する。 ・手続き時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。また、心の不調の訴えがある場合に、相談窓口について情報提供することが可能である。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業
					○：「生きる支援」に関連する事業
					△：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
75	子育て支援課	ひとり親家庭への学習支援事業	・個別指導型学習支援・派遣型学習支援を通じた子どもの居場所作り	○	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への学習支援は、当人のみならず保護者の抱える問題や家庭の状況等を把握する貴重な機会として支援する。 ・関係機関同士で情報共有ができれば、必要時にはアウトリーチの実施、支援先へのつなぎ等、支援の糸口としていく。
76	子育て支援課	配偶者暴力相談	・配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護	○	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。相談の機会を提供することで、当該層の自殺リスクの軽減に寄与し得る。
77	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会	・児童虐待防止対策および支援の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ・被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。 ・児童虐待における要保護児童・要支援児童について、関係機関と連携し、適切な支援をすることで、子どもの自殺リスクや親の生きづらさの軽減に寄与しうる。
78	子育て支援課	児童家庭相談	・家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・対応の中で自殺のリスクを察知し、必要な機関へとつなぐ等の支援を行う。
79	保健課	母子保健 (母子健康手帳交付)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付 ・妊婦一般健康診査受診票の発行 ・妊婦さんアンケートの実施 ・「南魚沼市子育てブック」の配付 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦への支援の充実は新しい自殺対策総合大綱でも重点項目の1つとして明記されているので、妊娠届出時のアンケートにより、妊娠期から妊娠時の気持ち、既往歴、現病歴、支援者の有無、経済面、心配や不安などを把握し、妊娠期から地区担当保健師が本人や家族に接触し相談にのり、必要があれば他機関と連携して対応する。 ・「南魚沼市子育てブック」に妊娠期から子育て期にかけての各種相談窓口を掲載し、周知している。
80	保健課	母子保健 (不妊治療費・不育症医療費助成事業)	・不妊治療費・不育症医療費助成事業	○	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠を希望しながらも長年妊娠しない場合、精神的な負担や、治療に伴う経済的な負担が大きい。不妊治療費、不育症医療費の助成を行い、経済的負担を軽くすることで精神的な負担感も多少軽減し得る。
81	保健課	母子保健 (妊娠・育児に関する教室)	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティサロン（両親学級） ・育児力アップ教室（4・5か月児対象 育児学級） ・もぐもぐ教室（7か月児対象離乳食教室） 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティサロン、育児力アップ講座、もぐもぐ教室において、グループワークや個別相談で妊娠期や育児の不安を聞き、早期に対応できる機会となり得る。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業
					○：「生きる支援」に関連する事業
					△：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
82	保健課	母子保健 (周産期・育児 支援連絡会)	・出産医療機関と保健師との定期連絡会、随時の連絡による特定妊婦、ハイリスク妊婦の支援 ・医療的ケア児、未熟児等の家庭支援	○	・妊娠届出時や転入時に把握された特定妊婦、ハイリスク妊婦について、早期から関係機関で情報共有することで、出産後も産婦や児について適切な支援計画を立てることができる。
83	保健課	母子保健 (産婦・新生児 訪問)	・概ね産後1か月以内に助産師または保健師が家庭訪問し乳児の発育確認や育児相談を行う。 ・助産師による沐浴や乳房マッサージ希望者には有料で紹介する。	○	・産後は育児等の不安によりうつ傾向が強くなる場合がある。在宅助産師が専門的な助言・指導を行い、必要時再訪問や地区担当保健師につなぐことで自殺リスクを軽減できる可能性がある。
84	保健課	母子保健 (こんにちは 赤ちゃん訪問)	・生後2か月～3か月の児がいる家庭に地区担当保健師が訪問し、乳児の発育発達の確認、育児相談を行う。(原則として全戸訪問)	○	・地区担当保健師が家庭訪問し、児の発育発達確認や育児相談を行いながら、保護者特に母親のストレスを早期にキャッチし、必要時継続的に関わり専門機関につなぐことは自殺リスクの低減につながる。
85	保健課	母子保健 (乳幼児健診・ 歯科健診)	・4か月児健診 ・1歳半児健診 ・2歳児歯科健診 ・2歳半児歯科健診 ・3歳児健診	○	・各健診の問診で育児の悩み、ストレスの有無、育児の相談相手や協力者の有無を把握、相談する中で、経済的問題や虐待予防の早期発見につながり、必要時必要時継続的に関わり専門機関につなぐことは自殺リスクの低減につながる。
86	保健課	母子保健 (5歳児(年中 児)発達相談 アンケート)	・5歳児(年中児相当)の保護者と園の担任から発達や育児に関するアンケートを記入・提出してもらい、必要時保健所発達相談、医療機関の発達に関する外来につなぐ。	○	・軽度知的障がいや発達障害の早期発見し、育児不安感の軽減、虐待予防につながる。当該児童については、関係機関との連携、必要時専門医療機関につなぎ、早期に支援体制づくりをすることで自己肯定感の低下を防ぎ二次障害予防、ひいては自殺リスクの低減に寄与できる可能性がある。
87	保健課	母子保健 (子ども・子育て 支援事業 計画(母子保 健計画含む) の推進)	・子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	○	・妊娠・出産期から切れ目のない支援をめざして、母子保健計画を含む子ども・子育て支援事業計画と自殺対策とを連動することにより、妊産婦や子育て世代への支援強化を図ることができる。
88	保健課	母子保健 (くれよんクラ ブ)	・障がいのある子どもをもつ保護者の集まり(フリートーク、就学相談についての学習や特別支援学級、総合支援学校の見学等)	○	・障がいのある子どもをもつ保護者が、子どもの様子や悩みを語り合い、学習することで子育てに前向きになれることで保護者の自殺リスクの低減に寄与する。
89	保健課	成人保健 (生活習慣病 対策)	・住民健診 ・プレ保健指導 ・特定保健指導 ・健康教育	○	・うつ状態等の変化がないか健診会場・プレ指導・訪問などで早期発見を行い、相談支援を開始し、必要な相談窓口や受診等を勧めることで自殺リスクを減らすことに寄与する。 ・プレ指導の媒体として自殺予防に関する資料を作成し活用する。 ・多量飲酒の害についての啓発を行い、依存症への移行を予防する。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業 ○：「生きる支援」に関連する事業 △：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
90	保健課	成人保健 (がん対策)	・がん検診(肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺) および精検管理	○	<ul style="list-style-type: none"> ・精密検査結果がん発見による心理的要因や治療開始による仕事の変化での経済的不安が自殺リスクを高めるため、がん治療による相談窓口をウェブサイトや健診会場で周知する。 ・治療病院との連携体制を作ることで個々への対応を図る。 ・ストレス発散のために喫煙・毎日飲酒をする人が多いが他のストレス発散方法が大切なことを学ぶ機会(健康推進活動・職場での講演会等)を作る。 ・健診の場面で様子が気になる人がいた場合は個別の支援につなげる。
91	保健課	成人保健 (健康推進員活動)	・2年任期の健康推進員に対し、研修会での市の現状や地域の健康課題の周知を図り、協働して地域にできることを展開する。「心の健康」や「アルコール」について一般公開での研修を盛り込んでいる。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市の健康課題(自殺)を踏まえ自殺の背景、要因を知り、自らの生活習慣や家族、地域でできることをともに考えられる人を増やし、相談機関へつなげることにより、自殺予防に努める。
92	保健課	自殺予防対策事業 (普及啓発事業)	・FM ゆきぐに「こころの時間」 ・住職による法話会 ・県や国から配布される広報物の設置	○	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺のリスクのある人に限らず、心の健康や自殺の現状等について広く住民に周知・啓発することにより、理解の促進等に資する。
93	保健課	精神保健福祉 (アルコール対策の推進)	・健康推進員研修会(一般公開)にてアルコールによる健康への影響、アルコール依存症について啓発する。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症とうつ病の合併は頻度が高い。また、自殺者の1/3には直前に飲酒がみられること、習慣的な大量飲酒が自殺の危険性を高めること、アルコール依存症の人はそうでない人と比較して自殺の危険性が約6倍高いことがわかっている。 ・アルコールに関する講演会等において、うつや自殺とアルコールの関係についても触れ、自殺予防の啓発に努めることで、自殺のリスクを持つ人を早期に発見し相談機関につなげ得る。
94	保健課	精神障がい者 支援活動 (個別支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問、面談、電話等で相談対応を実施する。 ・多職種と連携しながらケース会議を開催し、生活全般を支援する。 ・自殺率低下の観点から、精神疾患の早期発見・早期治療のために、本人及び家族の相談に早期に対応する。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害を抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。 ・個別相談により、相談者及び家族の生活実態を把握することにより、自殺リスク等のアセスメントが可能である。 ・早期段階から保健師等の専門職が関り、社会復帰に向けた支援を展開し当人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、自殺リスクの軽減につながり得る。
95	保健課	自殺予防対策事業 (対面相談事業)	・心の健康相談会、こころとくらしの総合相談会(ワンストップ相談会)を実施し、心の健康や法律、経済、就労などについて専門家に直接相談する機会を設ける。	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の要因は健康問題に限らない。また、最低4つの要因が重なることによって自殺のリスクが高まると言われおり、多職種での対応を推進する。 ・専門家に無料で相談できる機会、専門機関につながるきっかけになり、対象者の自殺リスクの軽減に努める。

◎：「生きる支援」そのものとなる事業 ○：「生きる支援」に関連する事業 △：「生きる支援」に関連し得る事業					
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
96	保健課	精神障がい者支援活動 (社会復帰支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援センター地域活動Ⅰ型の利用者を対象に健康教育を行う。 ・相談窓口の周知を行う。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害を抱えた方は生活を送る上での様々な困難や課題に直面し、自殺リスクの高い人も少なくない。 ・地域活動支援センターの職員にゲートキーパー研修等を受講してもらい、相談者のニーズを踏まえた寄り添い型の支援を提供することにより、対象者の自殺リスクの軽減に寄与し得る。
97	保健課	精神障がい者支援活動 (社会環境づくり)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科がある医療機関と連携し、個別支援の充実を図る。 ・地域精神連絡会に参加し、事例検討を通してスタッフのスキルアップを図る。 ・地域移行・地域定着支援に関することや自立支援協議会、魚沼圏障がい者地域生活支援連絡調整会議等へ参加し、関係者と情報交換することにより、精神障がい者が暮らしやすい環境について検討する。 ・講演会や精神福祉講座を通して、うつ病や統合失調症等の精神疾患や当事者への理解の促進を図る。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害を抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、ハイリスクとして支援する。 ・地域移行・地域定着に関する検討や、精神疾患や当事者に関する理解の促進を図ることで、当事者やその家族が生きやすい地域をつくり、生活における困難感の軽減に努める。
98	保健課	自殺予防対策事業 (若年層対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・成人式にて、市長から自殺予防に関するメッセージを送り、うつ予防リーフレットの配布と相談窓口の周知をする。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺死亡率が高率である若年者層に対して、広く心の健康や自殺予防に関する啓発や相談窓口の周知を行うことにより、若年者層からSOSを出せる力をもてるよう啓発を行う。
99	保健課	自殺予防対策事業 (未遂者支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給更新手続き未完了者に対する支援を行う。 ・救急病院と連携し、自殺未遂者に対する支援等を行う。 ・市役所庁舎内において「つなぐシート」を活用する。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺者の約20%には未遂歴がある。自殺未遂者が搬送された救急病院と連携して支援を行うことで、自殺未遂者が既遂事例となる事を予防する。
100	保健課	自殺予防対策事業 (自死遺族支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・自死遺族に対して、訪問等により精神面等の支援を行う。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺は周囲の人への影響が大きく、身近に起きた自殺は、自殺リスクを高める得る。自死遺族者の支援を行うことにより、遺族の悲しみや苦しみを軽減するように努める。
101	保健課	高齢者保健 (筋力づくり教室)	<ul style="list-style-type: none"> ・筋力づくりサポーター養成講座修了し筋力づくりサポーターの会に入会した人から地域の公民館等で筋力づくり教室を展開。(約100か所) 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・開催地区では参加者の健康状態が把握でき必要時に相談に乗ることができる。教室に通えなくなる人への支援を行うことで閉じこもりや生活の変化に対応ができ孤立を予防する。 ・開催地区の不参加者の様子を参加者から聞くことができ必要時、介護保険課(包括支援センター)へつなぎ、連携支援する。 ・未実施地区での開催を進めていくことで、地域の高齢者の様子を把握でき、必要な支援体制を整備する。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業 ○：「生きる支援」に関連する事業 △：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
102	保健課	高齢者保健 (筋力づくり サポーターの 会活動)	・筋力づくりサポーターの会運営(三役会・委員会を中心とした各部の活動)支援	○	・筋力づくりサポーターの会を支援することで筋力づくり教室の運営が行われ、地域の健康づくりが行える。 ・サポーターが自殺予防を学ぶことでゲートキーパー役として教室参加者の様子に気づくことができ相談窓口につなげることができる。
103	農林課 (農業振興係)	農地中間管理 事業	・農地の賃貸借に関し、農地中間管理機構を通じ手続きを行う。	△	・離農する農業者は様々な悩みを抱えていることもあり、手続き等で直接関わることもことから、自殺リスクへの早期対応にもつながり得る。
104	農林課 (農地林務係)	多面的機能交 付金支払事業	・集落が一体となって取り組む地域住民活動。	△	・市内12の広域協定に事務所を構え、集落の共同事業への事務・相談等を担っていることから、必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。
105	農林課 (国土調査係)	国土調査事業	・一筆地立会い、閲覧確認等	△	・一筆地立会いや閲覧確認などでの所有者等とのやり取りの中で、それまでと異なり、連絡が取れなくなったり会えなくなったり様子が変わった時など、関係機関へ繋ぐ等の対応が可能。
106	商工観光課	無料法律相談	・消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供するため、県弁護士会の弁護士が消費生活センターで月一回、無料法律相談を行っている。(先着5名)	○	・他の相談事業と連携し、総合相談事業としての開催を検討していく。
107	農業委員会 事務局	農地のあっせ ん売買事業	農地を処分したい方からの申出を受け、買受けてくれる担い手農家とマッチングする。	△	・農地を処分したい方の中には、生活困窮者と思われる方もおり、資金繰りとして自分の所有資産を売却するケースが想定される。農地のあっせん売買の相談の中で、自殺リスクへの早期対応にもつながり得る。
108	都市計画課	市民バス	・市民の外出支援の交通手段の確保。	○	・交通手段がないと閉じこもりがちな市民の外出手段、低所得者や障害により免許が取得できない状況の方への生活を支えている。(特に運転免許を有しない高齢者には重要) ・車内への啓発媒体の掲示や設置を行い、相談窓口などを利用者へ周知を検討する。
109	都市計画課	個人住宅リフ ォーム事業	・市民の生活環境の向上を図り、住宅関連の産業を中心とした地域の活性化を促進する。	△	・住居は生活の基盤であることから、生活環境の改善により自殺リスクの低減に寄与し得る。 ・リフォーム補助金申請のため来庁の際に面談し、様々な困難を抱えた住民がいた場合は必要に応じて他部署につなぐなどの対応を検討。
110	水道課	水道料金徴収 業務の一部事 務(現在、業務 全般を民間へ 委託)	・水道料金の収納事務、分納誓約者からの収納事務 給水管漏水時の減免申請相談事務	○	・受付事務職員の自殺対策に関する認識向上により、必要に応じ、関係機関に情報提供を行う。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業
					○：「生きる支援」に関連する事業
					△：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
111	下水道課	受益者負担金・ 分担金の徴収 事務	・受益者負担金・分担金の滞納者 に個別に納付の願いをし、場 合によっては集金に伺う。	○	・件数は多くないが、電話や集金の際に変化に 気付くことや相談を受けることがあれば対 策につなげることができる。
112	学校教育課	就学に関する 事務	・特別に支援を必要とする児童・ 生徒に対し、関係機関と連携し てきめ細やかな相談と支援体 制を構築する。	○	・特別な支援を必要とする児童・生徒は、学校 生活上で様々な不安を感じている可能性が 高いので、合理的な配慮により、ストレスの 軽減に努める。 ・きめ細やかな相談体制や支援があることを 知ってもらい、児童・生徒はもちろん、保護 者の不安や負担感を軽減していく。
113	学校教育課	就学援助と特 別支援学級就 学奨励補助に 関する事務	・経済的理由により、就学困難な 児童・生徒に対し、給食費・学 用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就 学奨励費の補助を行う。	○	・就学に際して経済的困難を抱えている児童・ 生徒の保護者は、深刻な問題に直面している 可能性が考えられるので、意識して対応す る。 ・費用の補助に際して保護者と対応する際に 家庭状況などの聞き取りを行うことで、自殺 リスクの早期発見や対応の機会としていく。
114	学校教育課	奨学金に関す る事務	・奨学金に関する事務	○	・支給対象の学生との面談、返済猶予の申請時 などに生活状況などの聞き取りを行うこと で、自殺リスクの早期発見や対応につなげ る。 ・支給対象の学生にリーフレットを配布する ことで、相談窓口等の情報提供を検討。
115	学校教育課	学級満足度調 査	・児童・生徒の心理面や学級集団 を客観的に把握し、学級経営や 授業を改善する。	○	・客観的指標として調査結果を活用すること により、児童・生徒のメンタルヘルスの状態 や、学級の状況等を把握するとともに、必要 時には適切な支援につなげる等の支援への 接点、参考情報としていく。
116	学校教育課	教育相談(いじ め含む)	・子どもの教育上の悩みや心配 事に関する相談を、教育相談員 (心理)が対面で受け付ける。 また、仕事の都合や家庭の事情 等で来室できない場合には、電 話相談も行う。	◎	・学校以外の場で専門の相談員に相談できる 機会を提供することで、相談の敷居を下げ、 早期の問題発見・対応に寄与し得る。 ・教育相談に訪れた保護者等にリーフレット を配布することで、相談先情報などを周知で きる。
117	学校教育課	スクールソー シャルワーカー 活用事業	・社会福祉等の専門的な知識や 技術を有するスクールソーシ ャルワーカーを活用し、さまざ まな課題を抱えた児童生徒に 対し、当該児童生徒が置かれた 環境へ働きかけたり、関係機関 等とのネットワークを活用し たりするなど多様な支援方法 を用いて課題解決への対応を 図る。	◎	・さまざまな課題を抱えた児童・生徒とその保 護者等が、自殺リスクを抱えている場合が想 定されるので、丁寧な関わりを継続する。 ・スクールソーシャルワーカーによる関係機 関とも連携した包括的な支援により、児童・ 生徒や保護者の自殺リスクの軽減に努める。
118	学校教育課	学校職員スト レスチェック 事業	・労働安全衛生法に基づき、学校 職員等のストレスチェックを 実施し、メンタル不調の未然防 止を図る。	◎	・ストレスチェックの結果を活用することで、 教職員の自殺リスクを低減できる。

					◎:「生きる支援」そのものとなる事業 ○:「生きる支援」に関連する事業 △:「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
119	学校教育課	多忙化解消事業	・学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	△	・教職員の過労による自殺リスクを低減できる。
120	社会教育課	高齢者の学習活動促進事業	・六日町(しゃくなげ学級)、大和(生きがい学習会)、塩沢(金城大学・高齢者趣味の教室)など、60歳以上の高齢者の生きがいづくりと、健康維持活動の推進を支援する。	○	・各地域で教養講座・趣味の教室を開催しており、高齢者向け相談機関の窓口一覧等の資料を配布し、支援につなげることが可能である。
121	社会教育課	青少年対策事務	・青少年問題協議会の開催(年1回)	△	・協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 ・地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。
122	社会教育課	青少年育成南魚沼市民会議	・次代の地域を担う子どもを市民全体で育成するため、市民会議を設置、青少年の健全育成活動を推進する。	△	・関連の会議のなかで、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらう機会となり得る。
123	社会教育課	心豊かな子育て教室事業の委託	・青少年育成南魚沼市民会議への委託事業。市内各地で0~3才の乳幼児親子を対象とした子育て教室を開催。子ども同士、親同士の交流の場となっている	○	・周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。また、地域のボランティアスタッフが運営しているため、運営する人も生きがいづくりができる。
124	社会教育課	女性学級の運営	・市内成人女性を対象にし、年8回程度、実生活に即した内容を主とした講座を開催している	○	・定年を迎え、周囲との交流が少なくなりがちな年齢層の参加者が多く、そういった人達の交流の場や生きがいづくりとなる。また、認知症サポーターの養成講座等を行い、学級生が自殺対策支援を行えるようにする。
125	社会教育課	図書館の管理運営	・市民への快適な読書環境の充実と居場所の提供 ・定期的に行う映写会による余暇活動や、講演会などによる学習機会の提供	△	・誰でも自由に時間を過ごすことのできる図書館は居場所であり、窓口やイベント時などに啓発広報などの設置や配布を行うことで、情報提供が可能である。 ・館内での本の特集コーナーにおいて自殺対策の啓発を行うことができる。また、定期的な映写会や講演会などの開催により、生きがいや余暇の充実を図り、潤いのある生活に繋げていくことが期待できる。
126	生涯スポーツ課	スポーツ推進委員の活用	・研修受講をスポーツ推進委員の活動とし、報酬対象とする、研修受講費を補助する。	△	・スポーツ推進委員にゲートキーパー研修を受講してもらい、いざというときのつなぎ先や初期対応等を知ってもらおうことで、地域の自殺対策(生きる支援)に関わる人材を増やせる可能性がある。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業
					○：「生きる支援」に関連する事業
					△：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
127	生涯スポーツ課	生涯スポーツの推進	・各地域のウォーキングロードの発掘や冬季スポーツ利用の補助等による冬季運動不足の解消、健康マイレージの導入、気楽に取り組めるニュースポーツの発掘。	○	・スポーツ実施率向上による健康寿命の延伸と生きがいづくりにより、自殺予防効果化が期待できる。
128	子ども・若者育成支援センター	義務教育期に係る教育相談業務	・義務教育期の児童生徒とその保護者や学校関係者などへの相談対応を行う。	○	・不登校や問題行動などでも個々に異なる要因を抱え、自傷行為のある人や希死念慮を持つ人もいることから、関係機関や医療機関との連携・協働体制を高めながら効果的な相談・支援を行っていく必要がある。保護者にも対応することで、保護者の精神面の負担軽減にもなる。また、学校関係以外の相談先として選択できることも相談することへの抵抗の緩和にもなる。
129	子ども・若者育成支援センター	心の教室相談事業	・市内4中学校に心の教室相談員を派遣し、学校での相談活動を支援する。	○	・支援的・相談的な関わりを行う中で、希死念慮を持つ人の発見に寄与できる。 ・学校関係者などとの会議・打合せの中で情報共有することで、問題の重症化防止や早期解決につなげることができる。
130	子ども・若者育成支援センター	教育支援などに係る講演会・研修会の開催	・市民や学校関係者を対象に、問題の未然防止や早期解決につながるように、教育支援に関する講演会や研修会を開催する。	△	・児童生徒への支援力を高めることで、問題の発生の未然防止や重症化を防ぐことにつながる。また、児童生徒の出すSOSに対し、より気づくことにもつながる。 ・会場内でリーフレットを配布するなどして、支援機関などの情報提供を行うこともできる。
131	子ども・若者育成支援センター	心の授業	・学校からの要請に応じ、子どもたちの心の成長や人間関係づくり、集団づくりを目的としたプログラムを実施する。	○	・児童生徒の心の成長やコミュニケーション能力などを高めることで、問題発生の未然防止や早期の課題解決につなげることができる。SOSを出す力を高めることにもつながる。
132	子ども・若者育成支援センター	ふれあいの部屋	・もの作りやさまざまな体験活動を通じ、自己への気づきや人間関係づくりにつながる機会を提供する。	△	・体験活動を通じ、自己有用感を高めながら他者との関わりを広げることで、孤立感を軽減し、社会性を高めることができる。
133	子ども・若者育成支援センター	義務教育終了～39歳の若者相談業務	・義務教育終了～39歳の若者と家族などへの相談業務を行う。	○	・ニート・ひきこもりなどでも個々に異なる状況にあり、軽度の精神疾患や発達障がいのある人や家庭での課題を抱える人もいる。個々が抱える様々な要因から自傷行為や希死念慮を持つ人もいることから、関係機関や医療機関との連携・協働体制を高めながら効果的な相談・支援をしていく必要がある。家族にも対応することで、家族の精神面の負担軽減にもなる。
134	子ども・若者育成支援センター	居場所の提供（お楽しみ会・男子会・女子会を含む）	・家庭以外で安心して過ごせる場所を提供する。	○	・利用者同士や職員と関わることで、社会性を高められる。家庭内の課題を抱える利用者もいることから、居場所利用によって感情を落ち着かせたり、気持ちを整理したりすることもできる。一方、気持ちが落ちた利用者から他者に負の面が影響することもある。

					◎：「生きる支援」そのものとなる事業
					○：「生きる支援」に関連する事業
					△：「生きる支援」に関連し得る事業
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
135	子ども・若者育成支援センター	就労に向けての支援	・職場見学や職場体験、作業体験、ボランティア活動などを通して就労に向けた支援を実施する。	△	・就労に結びつき経済的な自立に向かうことで、経済的な困窮に陥らず、また、社会性が高まることも期待でき、精神面での安定に寄与できる。
136	子ども・若者育成支援センター	家族の集い	・ニート・ひきこもりなどに悩む若者を、家族としてどう理解し支えていけばよいのか、ともに考える機会を提供する。	△	・当事者が抱える課題を家族が理解し、支えることで重症化を防ぎ、立直りにつながる。また、参加者同士で話し合うことで、気持ちの負担軽減や新たな気づきにもつながる。
137	子ども・若者育成支援センター	高校訪問	・市内と近隣市町の高校を訪問し、支援が必要な生徒や保護者から利用していただけるように子若センターの事業を周知する。	○	・子若センターの業務を知ってもらうことで、抱える課題に対しての相談・支援先選択肢の一つとなれる。また、学校関係以外の相談先であることから、相談することへの抵抗の緩和にもなる。
138	子ども・若者育成支援センター	家庭教育支援チーム「だんばの部屋」	・子育て経験のある先輩たちが、子育てに対する思いや悩みにアドバイスを行ったり、親子で参加できる料理・もの作りなどの教室を開催する。	△	・保護者の子育てに対する悩みやストレスを減少させるだけでなく、家庭の教育力や子育て力が高まることで、児童生徒の問題発生の未然防止にもつながる。
139	子ども・若者育成支援センター	学校支援地域本部	・学校と地域が連携しながら子どもたちの成長を支え、ともに元気になるように、地域コーディネーターが学校と学校行事などを支援するボランティアとの調整を実施する。	△	・地域が積極的に子どもたちに関わることで、地域と学校がともに活性化していけるとともに、児童生徒は親世代以外の人と関わることで多様性のある人間関係を築くことができる。また、地域において問題を抱える子どもの早期の気づきにつながる事が期待できる。
140	子ども・若者育成支援センター	子ども・若者支援地域協議会	・困難な事例を構成機関などと連携・協働しながら効果的・円滑に支援するために、代表者会議や実務者会議、個別ケース会議を開催する。	○	・自殺リスクなど、困難な要因を抱える場合でも関係機関と連携・協働しながら適切な支援を行うことで、そのリスク軽減につなげることができる。 ・実務者会議において自殺予防に関する研修を実施することで、関係者の支援力向上に寄与できる。
141	会計課	収納窓口設置	・税・料金当収納窓口の設置	△	・どこに相談したらよいか迷っている人に対して、適切な相談場所につないでいることから、悩み等の軽減につなげられる可能性がある。
142	監査委員事務局	定期・行政監査	・財政に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。	△	・監査時に各管理者から、職員の多忙化や精神的ストレスなどの現状を聞き取り適切な指導を行うことにより、自殺リスクの軽減につなげられる可能性がある。
143	警防課	パンフレットの配布	・自殺予防のパンフレットを救急講習会等で配布することにより、一人でも多くの市民へ問題啓発を図り、自殺防止に努める。	○	・市民へ、啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の相談機関等の情報の周知を図ることができる。

◎：「生きる支援」そのものとなる事業 ○：「生きる支援」に関連する事業 △：「生きる支援」に関連し得る事業					
No.	担当課	事業名	事業概要	判定	自殺対策の視点を加えた事業案
144	警防課	事後検証会	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送症例の検証及び隊員へのフィードバックを行うことにより、救命率ならびに技術力の向上を目指す。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送症例の中に自殺未遂のケースも含めることにより、初期対応力の向上、救命率の向上につながり得る。
145	警防課	救急救命士研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 救急救命士の救急業務高度化教育 ・ 2 地域メディカルコントロール協議会事務局 ・ 3 事後検証体制の充実 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ることができる。
146	予防課	警防課が担う現場や手続き業務の中での要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・火災現場や被災証明手続き等の業務の中で、当事者と接する機会がある。心理的ダメージや金銭的困難など抱えている当事者へのフォローができる場でもある。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・火災現場や被災証明手続き等の対応の中で、当事者の心理的状态や、生活困窮の様子等を把握する中で、適切な支援につなげることができる場となる。

第5章 自殺対策の推進体制

本市における自殺対策の推進体制は3層構造となっています。

(1) 健康づくり推進協議会

庁内外の関係機関や民間団体等と緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かして他の健康施策と併せて総合的に自殺対策を推進するため、庁内外の関係機関や専門家等を構成員としています。本協議会では、自殺対策事業や自殺対策計画の内容等の諮問を行います。

(2) いのち支える自殺対策庁内連携会議

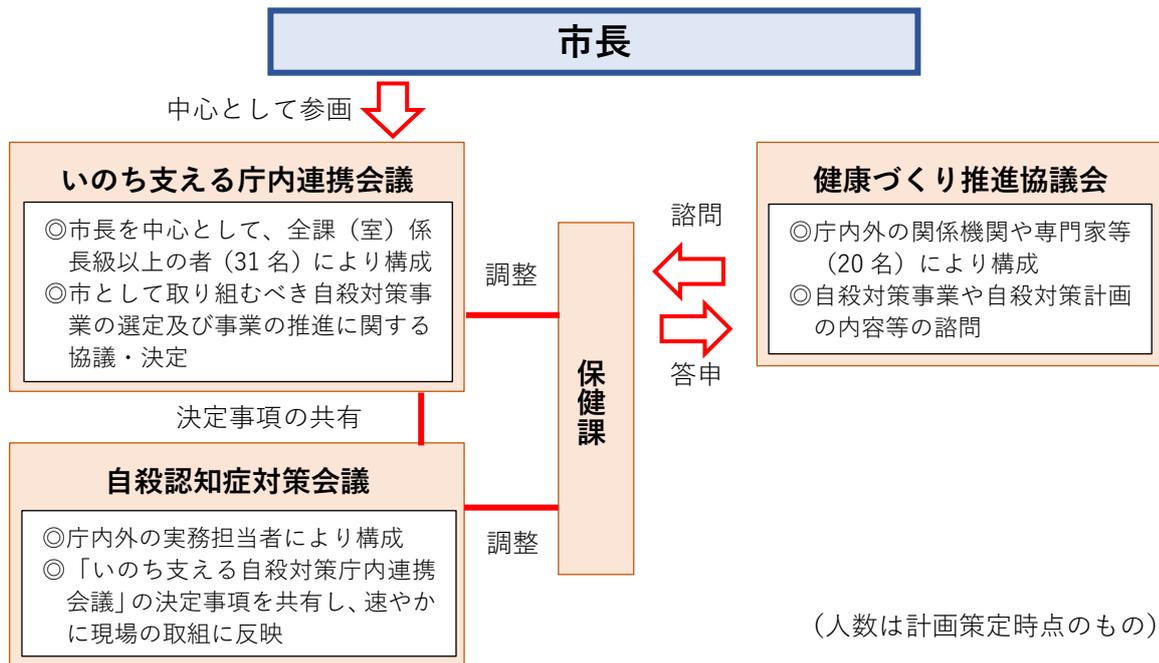
市長を中心とした自殺対策に関する意思決定機関であり、市役所内の各課の係長以上を構成員としています。本推進会議では、市として取り組むべき自殺対策事業の選定及び事業の推進に関する協議・決定を行います。

(3) 自殺・認知症対策会議

「いのち支える自殺対策庁内連携会議」における決定事項を共有し、速やかに現場の取組に反映させていくための組織です。庁内各分野の実務担当者や市立病院精神科医、外部の支援関係機関の担当者を構成員としています。

本計画における基本施策、重点施策及び関連する生きる支援については「いのち支える自殺対策庁内連携会議」を中心にPDCAサイクルを用いた年度単位の評価を実施します。あわせて、自殺・認知症対策会議での意見を取り入れることで、目標達成に向けた自殺対策の着実な推進を図ります。

図14：市の自殺対策事業の推進体制



《資料編》

- 1 自殺対策基本法
- 2 南魚沼市 つなぐチェックシート

1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるときともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓

発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2 南魚沼市 つなぐチェックシート

南魚沼市 つなぐチェックシート

初回相談受付日：平成 年 月 日（ ）

■基本情報 ※太枠欄は必ずご記入ください

来談者	氏名		ご本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族（本人との続柄： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	住所			
	電話（自宅）		電話（携帯）	

■ご相談内容（お困りのこと）

※ご相談されたい内容に○をおつけください。
 ご相談されたいことが複数の場合は、すべて○をし、一番お困りのことには◎をおつけください。

<input type="checkbox"/>	仕事探し、就職について	<input type="checkbox"/>	収入・生活費のこと	<input type="checkbox"/>	仕事上の不安やトラブル
<input type="checkbox"/>	家賃やローンの支払いのこと	<input type="checkbox"/>	税金や公共料金等の支払いについて	<input type="checkbox"/>	債務について
<input type="checkbox"/>	資金の貸付について	<input type="checkbox"/>	住まいについて	<input type="checkbox"/>	病気や健康に関すること
<input type="checkbox"/>	こころの問題に関すること	<input type="checkbox"/>	食べるものがない	<input type="checkbox"/>	家計全般に関すること
<input type="checkbox"/>	介護に関すること	<input type="checkbox"/>	子育てに関すること	<input type="checkbox"/>	ひきこもり・不登校について
<input type="checkbox"/>	家族関係・人間関係	<input type="checkbox"/>	地域との関係について	<input type="checkbox"/>	DV・虐待について
<input type="checkbox"/>	その他（ ）				

※ご相談されたいことを具体的に書いてください。ご支援にあたっての希望もあればお書きください。

■署名欄

相談支援の検討・実施等にあたり、私の相談内容を必要となる関係機関（者）と情報共有し、保管・集約することに同意します。

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> （ ）
氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日（ 歳）
住所	〒 -		
電話	自宅		携帯

○受付欄

受付者	部署名	課	班・係	氏名	
				連絡先	庁舎 内線
相談区分	<input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他 ()				
相談内容・概要	※初回部署は記入不要 相談済の部署 <input type="checkbox"/> 仕事 () <input type="checkbox"/> 多重債務 () <input type="checkbox"/> 健康・生活 () <input type="checkbox"/> 介護 () <input type="checkbox"/> 子育て () <input type="checkbox"/> その他 ()				
	〈聞き取り内容・相談者の様子等〉				

○相談対応欄

受付日	平成 年 月 日	担当保健師(複数)	
支援年月日	平成 年 月 日	支援方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他 ()
確認欄	保健課長	支援保健主幹	業務担当
			確認・保管日 平成 年 月 日
相談内容・概要			
	〈今回の対応〉 主担当課の継続相談 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (→ハイリスク確認シートへ)		

※ 継続支援が必要な場合は個人カルテにコピーを保管。原本は業務担当が綴る。

※ 今後、随時改訂予定

南魚沼市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い南魚沼市を目指して～

策定 平成 31 年 3 月

〈照会先〉

南魚沼市福祉保健部保健課

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1

電話 025-773-6811 / FAX 025-773-6839